

障がい福祉の しおり



八丈町「ロベレニくん」

1. 相談の窓口
2. 手帳の交付
3. 障害者総合支援法と
児童福祉法のサービス
4. 手当
5. 障害年金・生活保護
・貸付等
6. 医療の助成
7. 福祉用具等の給付
8. 日常生活の支援
9. 交通機関の割引等
10. 税の軽減
11. 公共料金等の軽減
12. 住宅
13. 仕事・職業訓練等
14. 教育
15. 権利擁護
16. 障害に関する
シンボルマーク

八丈町

令和8年3月

制度等の内容が変わる場合があります。

目次

1. 相談の窓口.....	1
(1) 八丈町内の相談窓口.....	1
八丈町福祉健康課障がい福祉係.....	1
八丈町福祉健康課高齢福祉係.....	1
八丈町地域包括支援センター.....	1
八丈町子ども家庭支援センター（R8.4～「八丈町こども家庭センター」へ名称変更）.....	1
東京都島しょ保健所八丈出張所.....	1
指定特定相談支援事業者.....	2
指定障害児相談支援事業者.....	2
(2) その他の相談窓口.....	2
東京都児童相談センター.....	2
東京都心身障害者福祉センター.....	3
東京都立精神保健福祉センター.....	3
東京都難病相談・支援センター.....	3
東京都発達障害者支援センター（TOSCA（トスカ））.....	4
東京都医療的ケア児支援センター.....	4
東京都立小児総合医療センター ころこの電話相談室.....	4
手をつなぐ あんしん相談（青年期相談）.....	4
東京都夜間ころこの電話相談.....	4
(3) 地域の相談員.....	5
八丈町障がい者相談員.....	5
民生委員・児童委員.....	5
2. 手帳の交付.....	6
身体障害者手帳.....	6
愛の手帳（東京都療育手帳）.....	6
精神障害者保健福祉手帳.....	7
3. 障害者総合支援法と児童福祉法のサービス.....	8
障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービス体系.....	8
制度を構成する3つの主体とその役割.....	8
サービスの対象者.....	9
介護保険と障害者施策について.....	9
申請から利用までの流れ.....	10
利用者負担.....	11

介護給付.....	12
訓練等給付.....	13
相談支援.....	13
障害児通所支援.....	14
障害児入所支援.....	14
障害児相談支援.....	14
サービス提供事業所（八丈町内）.....	14
4. 手当.....	16
特別障害者手当（国制度）.....	16
障害児福祉手当（国制度）.....	16
特別児童扶養手当（国制度）.....	16
児童扶養手当（国制度）.....	17
重度心身障害者手当（都制度）.....	18
心身障害者福祉手当（町制度）.....	18
児童育成手当（町制度）.....	19
5. 障害年金・生活保護・貸付等.....	20
障害年金.....	20
特別障害給付金.....	22
年金生活者支援給付金.....	22
東京都心身障害者扶養共済制度.....	23
生活保護制度/障害者加算.....	24
生活福祉資金貸付制度.....	24
6. 医療の助成.....	25
心身障害者医療費助成（マル障）.....	25
自立支援医療（更生医療）.....	25
自立支援医療（育成医療）.....	26
自立支援医療（精神通院医療）.....	26
精神医療給付金.....	26
小児精神障害者入院医療費助成.....	27
難病医療費助成.....	27
特定疾病医療費助成（人工透析、先天性血液凝固因子等欠乏症等）.....	31
小児慢性特定疾病医療費助成.....	31
ひとり親家庭等医療費助成.....	32
特定疾患治療研究事業.....	32
後期高齢者医療制度への加入.....	33
7. 福祉用具等の給付.....	34

補装具費の支給	34
日常生活用具の給付	34
小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付	37
福祉用具の貸出	38
8. 日常生活の支援	39
移動支援	39
移送サービス	39
給食サービス	39
訪問理容サービス	40
生活協力員事業	40
日常生活書類等管理支援事業	40
地域活動支援センター	40
東京都障害者休養ホーム	41
ヘルプマークの配布	41
9. 交通機関の割引等	42
重度心身障がい者タクシー利用助成	42
島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成	42
都営交通無料乗車券	43
精神障害者都営交通乗車証	44
JR 線旅客運賃の割引	44
私鉄旅客運賃の割引	44
東京メトロ旅客運賃の割引	45
八丈町町営バスの割引	45
民営バス運賃の割引（身体障害者・知的障害者）	45
民営バス運賃の割引（精神障害者）	46
タクシー運賃の割引	46
航空運賃の割引	46
旅客船運賃の割引	46
有料道路通行料金の割引	47
10. 税の軽減	48
所得税・住民税の障害者控除	48
住民税の非課税	48
相続税の軽減	48
贈与税の非課税	49
自動車・軽自動車等に関する税の減免	49
個人事業税の軽減	50
少額貯蓄の利子等の非課税	50

関税の免除.....	50
11. 公共料金等の軽減.....	51
NHK放送受信料の減免.....	51
携帯電話使用料等の割引.....	51
郵便料金の減免.....	51
通常郵便葉書（青い鳥郵便葉書）の無料配布.....	52
八丈町町営温泉の使用料減免.....	52
八丈町歴史民俗博物館の入館料免除.....	52
八丈町公民館の使用料減免.....	52
12. 住宅.....	53
八丈町町営住宅の優遇.....	53
共同生活援助（グループホーム）.....	53
13. 仕事・職業訓練等.....	54
ハローワーク飯田橋（飯田橋公共職業安定所）.....	54
東京障害者職業センター.....	54
東京障害者職業能力開発校.....	54
国立職業リハビリテーションセンター.....	55
公益財団法人東京しごと財団（障害者就業支援事業）.....	55
障害者就業・生活支援センター.....	56
障害者総合支援法に基づく訓練等給付.....	56
14. 教育.....	57
八丈町教育相談室（R8.4～「八丈町教育支援センター」へ名称変更）.....	57
特別支援学級・特別支援教室（小・中学校）.....	57
特別支援学校（高等部）.....	57
15. 権利擁護.....	58
成年後見制度.....	58
福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）.....	61
障害者虐待防止法.....	62
障害者差別解消法.....	62
16. 障害に関するシンボルマーク.....	64

- ・「障がい福祉のしおり」は、八丈町にお住まいの障がいのある方に障がい者福祉施策の概要や、窓口を紹介したものです。
- ・このしおりに掲載している各事業等の詳細は、各担当の窓口にお問い合わせください。
- ・このしおりの内容は、令和8年3月現在で編集しています。

1. 相談の窓口

(1) 八丈町内の相談窓口

八丈町福祉健康課障がい福祉係

障害福祉についての相談及び各種の事業を実施しています。

①身体障害者手帳、愛の手帳（東京都療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳に関すること ②補装具費の支給、日常生活用具の給付に関すること ③交通割引証、重度心身障がい者タクシー利用助成の申請 ④各種手当の申請受付 ⑤障害者の医療費の助成や福祉に関する各種サービス等の相談・申請の受付に関することなど ⑥自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院）の申請 ⑦難病等医療費助成の申請の受付に関すること ⑧障害者虐待に関する相談、通報及び届出の受付 ⑨成年後見制度の利用に関する相談（本人が障害者の方）

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

八丈町福祉健康課高齢福祉係

高齢福祉・介護保険についての相談及び各種事業を実施しています。

①介護保険の保険料・認定・サービス給付に関すること ②福祉用具・介護用品支給・住宅改修に関すること ③老人優待乗車券・東京都シルバーパスに関すること ④緊急通報システムに関すること ⑤認知症に関すること ⑥介護予防に関すること ⑦高齢者虐待に関すること ⑧成年後見制度の利用に関する相談（本人が高齢の方） ⑨地域包括支援センターに関すること

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

八丈町地域包括支援センター

高齢者の総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメント支援などの相談に応じています。

〒100-1401 八丈町大賀郷 7486-6（ヒルサイドガーデンタ陽ヶ丘別棟） ☎9-5660 FA9-5661

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

八丈町子ども家庭支援センター（R8.4～「八丈町こども家庭センター」へ名称変更）

障害の有無にかかわらず、子どもや子育てで家庭の身近な相談窓口として、育児全般、しつけ、児童虐待などあらゆる相談に応じています。また、子どもと保護者の交流の場の提供や一時預かり、ファミリーサポートなどの子育てで家庭への支援事業も行っています。

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-4300 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

東京都島しょ保健所八丈出張所

心の健康に関する相談や難病の療養上の相談、障害のあるお子さんの相談を行っています。

〒100-1511 八丈町三根 1950-2 ☎2-1291 FAX2-0632

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時

指定特定相談支援事業者

相談支援専門員が障害のある方やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行っています。また、障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」の作成や一定期間ごとにモニタリング等の支援、サービスの調整などを行っています。利用料の自己負担はありません。

◇相談支援事業所あゆみ

〒100-1511 八丈町三根 1021-3 ☎9-5331 FAX9-5191

平日（年未年始除く）：午後 1 時～午後 6 時

◇相談支援のびのび

〒100-1401 八丈町大賀郷 2397 ☎9-5817 FAX9-5817

平日（年未年始除く）：午後 1 時～午後 5 時

指定障害児相談支援事業者

相談支援専門員が障害のあるお子さんとその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行っています。また、障害児通所支援を利用するための「障害児支援利用計画」の作成や一定期間ごとにモニタリング等の支援、サービスの調整などを行っています。利用料の自己負担はありません。

◇相談支援事業所あゆみ

〒100-1511 八丈町三根 1021-3 ☎9-5331 FAX9-5191

平日（年未年始除く）：午後 1 時～午後 6 時

(2) その他の相談窓口

東京都児童相談センター

児童（原則 18 歳未満）に関するさまざまな問題について、相談、援助を行っています。

①児童のさまざまな問題についての相談 ②児童とその家族についての必要な調査・診断・治療・援助
③児童福祉施設への入所、里親等への委託の措置 ④児童の一時保護 ⑤愛の手帳の申請・判定（18 歳未満）

4152（よいこに）電話相談室	18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談に専任相談員が対応します・匿名相談可 ☎03-3366-4152（平日：午前 9 時～午後 9 時・土日祝：午前 9 時～午後 5 時・休業日 12/29-1/3） FAX 03-3366-6036（聴覚言語障害者用相談ファックス）
児童相談所虐待対応ダイヤル	☎189（24 時間 365 日対応）

〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1 ☎03-5937-2317 FAX03-3366-6036

平日（年未年始除く）：午前 9 時～午後 5 時

東京都心身障害者福祉センター

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具の判定、愛の手帳の判定（18歳以上）、区市町村への専門的支援等を行っています。身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っています。また、高次脳機能障害者の支援拠点機関として、高次脳機能障害のある方やその家族への相談・支援等を実施しています。

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ 12～15 階）

☎03-3235-2946 FAX03-3235-2968

◇高次脳機能障害専用電話相談 ☎03-3235-2955（平日：午前 9 時～正午・午後 1 時～午後 4 時）

東京都立精神保健福祉センター

心の問題や病気で困っている本人、家族、身近な方からの相談を受けています。必要に応じて面接相談（予約制）も受け付けています。特に、「アルコール・薬物・ギャンブル依存」「思春期青年期のころの問題」は、専門相談として受けています。

〒110-0004 台東区下谷 1-1-3 ☎03-3844-2212（相談専用）

平日（年末年始除く）：午前 9 時～午後 5 時

東京都難病相談・支援センター

地域で生活する難病の方に対する日常生活における相談・支援を行っています。

	東京都難病相談・支援センター	東京都多摩難病相談・支援室	東京都難病ピア相談室
難病療養相談	●	●	
就労相談	●	●	
難病情報資料の提供	●	●	●
日常生活用具展示	●		●
難病医療相談会（予約）	●	●	
難病医療講演会（予約）	●		
疾病別ピア相談（予約）			●
難病患者・家族の交流会（予約）			●

◇東京都難病相談・支援センター

〒113-0033 文京区本郷 1-1-19 元町ウェルネスパーク西館 1 階

☎03-5802-1892（平日：午前 10 時～午後 5 時）

◇東京都多摩難病相談・支援室

〒183-0042 府中市武蔵台 2-6-1 都立神経病院 2 階

☎042-323-5880（平日：午前 10 時～午後 5 時・相談の受付は午後 4 時まで）

◇東京都難病ピア相談室

〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎 1 階

☎03-3446-0220（相談専用・平日：午前 10 時～午後 5 時・相談の受付は午後 4 時まで）

☎03-3446-1144（予約・問合せ専用・平日：午前 10 時～午後 5 時）

東京都発達障害者支援センター（TOSCA（トスカ））

発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わるさまざまな相談を受け付けています。

◇**18歳未満**：こども TOSCA（社会福祉法人 嬉泉）

〒156-0055 世田谷区船橋 1-30-9

☎03-6413-0231 FAX03-3706-7242 E-mail：tosca@kisenfukushi.com

（受付）平日（年未年始除く）：午前9時～午後5時

（相談）月・火・木・金（祝日・年未年始除く）：午前9時30分～午後5時

※相談は予約制です。

◇**18歳以上**：おとな TOSCA（公益財団法人 神経研究所）

〒162-0851 新宿区弁天町 91

☎03-6902-2082 E-mail：otona-tosca@ionp.or.jp

電話相談（予約不要）

第1・3週 月～土（祝日・年未年始除く）：午前9時～午後5時

第2・4・5週 月・火・木・金（祝日・年未年始除く）：午前9時～午後5時

東京都医療的ケア児支援センター

医療的ケアが必要な子どもやその家族が、子どもの心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう相談に応じます。

〒170-8476 豊島区南大塚 2-8-1（都立大塚病院内）

☎03-3941-3221 WEB お問い合わせ <https://logofom.jp/f/ee2nl>

平日（祝日・年未年始除く）：午前9時～午後5時

東京都立小児総合医療センター ころの電話相談室

こどもの精神的な問題や、行動や心の発達の問題に関して、本人と家族、関係者からの電話での相談を受け付けています。

〒183-8561 府中市武蔵台 2-8-29（東京都立小児総合医療センター） ☎042-312-8119（相談専用）

平日（祝日・年未年始除く）：午前9時～午前12時

手をつなぐ あんしん相談（青年期相談）

知的障害のある方の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言を行っています。相談対象の年代は問いません。

〒160-0023 新宿区西新宿 7-8-10 オークラヤビル 2階（東京都手をつなぐ育成会）

☎03-5389-2614 FAX03-5389-4090

月～木（祝日・年未年始除く）：午前10時～午後5時 ※来所相談は事前に予約が必要です。

東京都夜間ころの電話相談

精神的な問題で困ったときの夜間の電話相談を実施しています。よく眠れない、やる気がでない、死にたくなるなどでつらいときは気軽にご利用ください。専門の相談員が対応します。

☎03-5155-5028 毎日：午後5時～午後10時（受付は午後9時30分まで）

(3) 地域の相談員

八丈町障がい者相談員

町長から委嘱された民間の協力者で、身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方またはそのご家族からの相談に応じています。

①身体障がい者相談員：山下君代 ②知的障がい者相談員：浅沼淳一 ③精神障がい者相談員：浅沼晃子
相談をご希望の場合は下記までお問い合わせください。

◇問合せ先：八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者、障害者等福祉全般）についての相談を受けています。また、児童福祉に関する相談にも応じています。民生委員・児童委員は担当地域が決まっています。担当の民生委員・児童委員が分からないときは、下記へお問い合わせください。

◇問合せ先：八丈町福祉健康課厚生係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

2. 手帳の交付

身体障害者手帳

身体に障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に都道府県知事から交付されます。

※住所・氏名の変更、返還、障害程度の変更、再認定が必要な時、紛失等による再交付の場合は、手続きが必要です。八丈町から転出する場合は、転出先の自治体で手続きをしてください。

■対象となる障害

①視覚 ②聴覚 ③平衡機能 ④音声・言語・そしゃく機能 ⑤肢体不自由・運動機能 ⑥内部(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害)でその程度により1～6級に区分されています。

■申請方法

申請に必要な書類等を用意して、下記窓口で申請してください。

- ①指定医(身体障害者福祉法第15条により都道府県知事が定めた医師)が記入した所定の診断書
- ②顔写真(縦4cm×横3cm) ③マイナンバーが確認できるもの

※所定の診断書用紙は窓口にあります。

※代理の方が申請する場合は、上記に加えて代理の方の身分証明書(運転免許証など)。

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2 (八丈町役場1階) ☎2-5570 FAX2-7923

平日(年未年始除く): 午前8時30分～午後5時15分

愛の手帳(東京都療育手帳)

知的障害のある方が、各種の援護を受けるため、東京都が交付している手帳です。障害の程度は、知能測定値、社会性、日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し1～4度に区分されます。

※国の制度として療育手帳があり、愛の手帳はこの療育手帳の制度の適用を受けます。他の道府県の療育手帳をお持ちの方が転入した場合は、新たに「愛の手帳」を新規申請し判定を受けてください。

※住所・氏名の変更、紛失等による再交付、返還(死亡・都外への転出等)も手続きが必要です。

■申請方法

電話にて予約の上、手帳の交付を申請し、判定を受けてください。判定を受けるために必要なもの等、詳細については下記窓口にご確認ください。愛の手帳に有効期限はありませんが、3歳・6歳・12歳・18歳に年齢更新の再判定を受けてください。

■問合せ先

◇**18歳未満**: 東京都児童相談センター

〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1 ☎03-5937-2317 FAX03-3366-6036

平日(年未年始除く): 午前9時～午後5時

◇**18歳以上**: 東京都心身障害者福祉センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ14階)

・判定予約専用: ☎03-3235-2961(平日: 午前9時～午後5時)

・他の道府県の療育手帳をお持ちの方が転入した場合: ☎03-3235-2966(平日: 午前9時～午後5時)

■手帳の内容変更・返還・再交付

現在、手帳の交付を受けている方で、居住地の変更、氏名変更、保護者の変更（氏名・居住地）、本人死亡、手帳の紛失・破損等、カード形式への変更の場合は下記の窓口で手続きをしてください。なお、八丈町から転出する場合は、転出先の自治体で手続きをしてください。

◇窓口：八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、社会復帰や社会参加の促進や自立を図る支援を受けるために、東京都が交付している手帳です。障害の程度によって 1～3 級に区分されます。

※住所・氏名の変更、返還、障害等級の変更、紛失等による再交付の場合は、手続きが必要です。なお、八丈町から転出する場合は、転出先の自治体で手続きをしてください。

■対象となる方

何らかの精神障害（てんかん、発達障害などを含みます）により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象としています。対象となるのはすべての精神障害で、次のようなものが含まれます。統合失調症、うつ病・そううつ病などの気分障害、てんかん、依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等）、高次脳機能障害、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）その他の精神疾患（ストレス関連障害等）。ただし、知的障害があり、上記の精神障害がない方については、精神手帳の対象とはなりません。（発達障害と知的障害を両方有する場合は、両方の手帳を受けることができます。）

■申請方法

申請に必要な書類等を用意して、下記窓口で申請してください。

①診断書（所定のもの・窓口にあります）は精神障害に係わる初診日から 6 か月を経過しているもの（精神障害のために障害年金を受給されている方は年金証書の写しで申請できます。この場合、診断書は不要です。）

②顔写真（縦 4 cm×横 3 cm） ③マイナンバーが確認できるもの

※申請書、診断書用紙は窓口にあります。

※更新は 2 年ごとに手続きし、再認定されます。

※代理の方が申請する場合は、上記に加えて代理の方の身分証明書（運転免許証など）。

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

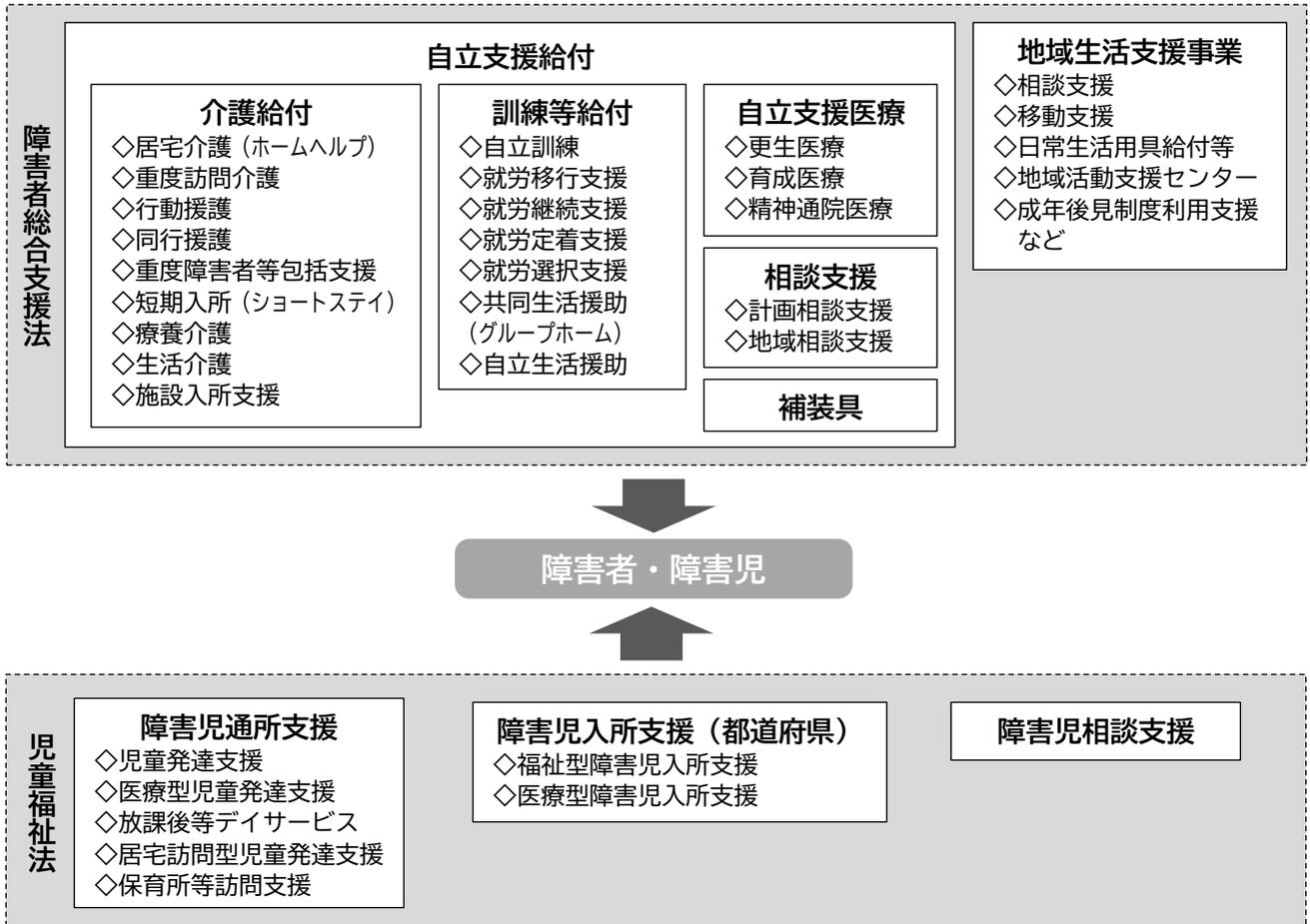
平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

3. 障害者総合支援法と児童福祉法のサービス

障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービス体系

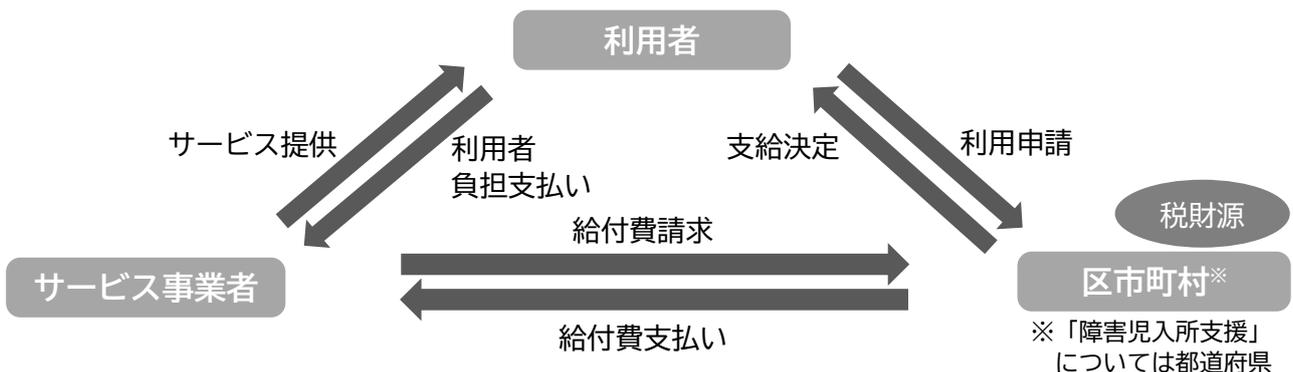
障害のある方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供しています。

- 障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」、「地域生活支援事業」で構成されています。
- 地域生活支援事業は、区市町村が地域の特性を踏まえ、独自に実施します。
- 児童福祉法に基づくサービスは、「障害児通所支援」、「障害児入所支援（都道府県事業）」、「障害児相談支援」で構成されています。



制度を構成する3つの主体とその役割

この制度を構成するのは、大きく分けて、①利用者、②サービス事業者、③区市町村の三者です。それぞれが以下のような関係性のもと役割を担って、制度が適用されています。



サービスの対象者

- ・サービスの対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害含む）、特定の難病患者、障害児です。なお、障害児は、身体障害、知的障害、精神障害、難病等のいずれかを有する18歳未満の児童です。
- ・サービスの利用申請にあたっては、障害種別ごとに以下に掲げる証明書類のいずれかを申請窓口に提示する必要があります。

障害種別	障害者の証明書類	障害児の証明書類
身体障害	身体障害者手帳	身体障害者手帳 特別児童扶養手当受給証明書等 児童相談所または更生相談所の意見書 診断書 など
知的障害	愛の手帳（療育手帳） 児童相談所または更生相談所の意見書 など	愛の手帳（療育手帳） 特別児童扶養手当受給証明書等 児童相談所または更生相談所の意見書 診断書 など
精神障害	精神障害者保健福祉手帳 障害年金の年金証書等 自立支援医療受給者証 診断書 など	精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当受給証明書等 自立支援医療受給者証 診断書 など
難病	特定疾患医療費受給者証 診断書	診断書 など

- ・利用できるサービスは、障害の程度や生活状況などにより異なります。

介護保険と障害者施策について

- ・介護保険制度とは、高齢者などの介護を社会全体で支えることを目的として、要介護状態に応じて必要なサービスを自分で選んで利用する制度です。
- ・障害者総合支援法によるサービスと同種のサービスが、介護保険制度により利用できる場合は、介護保険による利用が優先されます。

■介護保険のサービスを受けられる方

65歳以上の方 （第1号被保険者） ※65歳の誕生日の前日から	寝たきり、認知症などで介護を必要とする状態（要介護状態）になったときや、家事や身じたくなど日常生活に支援が必要な状態になったときに、介護保険のサービスを受けられます。
40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方 （第2号被保険者） ※40歳の誕生日の前日から	初老期の認知症、脳血管障害など老化を原因とする特定疾病によって介護や日常生活の支援が必要になったときに、介護保険のサービスを受けられます。 ※特定疾病は、下記の事項をご参照ください

■特定疾病

<ul style="list-style-type: none"> ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗しょう症 ・多系統萎縮症 ・初老期における認知症 ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 	<ul style="list-style-type: none"> ・早老症 ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患（外傷性を除く） ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ・閉塞性動脈硬化症 	<ul style="list-style-type: none"> ・関節リウマチ ・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症 ・がん末期
---	---	---

申請から利用までの流れ

①相談・申請

- ・八丈町福祉健康課障がい福祉係や指定特定相談支援事業所（P.2 参照）、指定障害児相談支援事業者（P.2 参照）に相談します。
- ・サービスの利用を希望する場合は、八丈町福祉健康課障がい福祉係に申請します。
- ・障害児入所支援については、東京都児童相談センター（P.2 参照）にご相談ください。

◇窓口：八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

②認定調査等

- ・町の調査員と面接します。介護給付を希望する場合は、全国共通の調査票により、心身の状況に関する 80 項目と概況の調査が行われます。また、医師意見書が必要となります。訓練等給付を希望する場合は、調査は必要に応じて行います。
- ・障害児通所支援を希望する場合は、全国共通の調査票により、心身の状況に関する 20 項目と概況の調査、必要に応じて就学児サポート調査が行われます。

③障害支援区分の認定

- ・障害支援区分とは、障害の特性や心身の状態などに応じて、必要とされる支援、介助の度合いを示すものです。非該当または区分 1～6 の区分が認定されます。

一次判定（認定調査及び医師意見書の結果に基づき、コンピューター判定）

二次判定（一次判定結果と医師意見書を踏まえ、町の審査会で判定）

- ・介護給付を希望する場合は、障害支援区分の認定が必要です。
- ・訓練等給付のうち、共同生活援助を希望する場合は、認定を行うことがあります。
- ・障害児通所支援を希望する場合は、認定は不要です。

④サービス等（障害児支援）利用計画案の提出

- ・日中の過ごし方、家族の状況や住居のことなどを踏まえ、サービスの利用意向をお伺いします。
- ・町から、サービス等（障害児支援）利用計画案の提出が求められている場合は提出します。
- ・サービス等（障害児支援）利用計画案は、指定特定（障害児）相談支援事業者の相談支援専門員が作成しますが、申請者自身での作成（セルフプラン）も可能です。
- ・サービス等（障害児支援）利用計画案の作成を指定特定（障害児）相談支援事業者に依頼する場合は、事業者と相談のうえ、八丈町福祉健康課障がい福祉係に計画相談支援（障害児相談支援）の利用申請し、支給決定後に事業者と契約を結ぶ必要があります。

⑤支給決定

- ・サービスの利用意向や利用計画案を踏まえ、町がサービスの支給量等を決定し、申請者に通知します。

⑥サービス等（障害児支援）利用計画の作成

- ・決定した内容に基づき、指定特定（障害児）相談支援事業者の相談支援専門員が作成し、各サービス事業者等に交付します。
- ・セルフプランの場合は、改めて計画を作成する必要はありませんが、各サービス事業者等にプランの内容を共有しておく必要があります。

⑦利用契約、サービス利用開始

- ・申請者は、各サービス提供事業所と契約を結び、利用を開始します。

⑧支給決定後のサービス等（障害児支援）利用計画の見直し

- ・利用状況の検証と計画の見直しのため、一定期間ごとに相談支援専門員によるモニタリングが実施されます。セルフプランの場合は、モニタリングは実施されません。

利用者負担

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。利用者は、サービスにかかった費用の1割を負担しますが、所得に応じて負担上限月額までの負担となります。1割負担以外にも、利用内容によって、食費、光熱水費など実費相当分が利用者負担となります。これらの費用は通常は月ごとにまとめて事業者から請求されます。

■所得区分の対象となる世帯の範囲

対象者	世帯の範囲
障害者（施設に入所する18・19歳を除く）	本人及び配偶者
障害児（施設に入所する18・19歳を含む）	保護者の属する住民票上の世帯

■負担上限月額

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	住民税非課税世帯	0円
一般1	障害者 住民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く	9,300円
	障害児 住民税課税世帯（所得割28万円未満） ※入所施設利用者（20歳未満）を除く	4,600円
一般2	上記以外 ※補装具・日常生活用具の場合、課税世帯は一般2のみとなります	37,200円

■負担軽減

《医療型個別減免》

医療型施設障害児入所施設に入所する方や療養介護を利用する方は、障害福祉サービス費の利用者負担と医療費、食事療養費を合算して上限額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。

《食費等実費負担の軽減》

通所施設利用者	生活保護、低所得、一般1の世帯の場合、食費負担を軽減
入所施設利用者	入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、生活保護、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、一定額が残るように補足給付が行われます。
グループホーム利用者	グループホームの利用者（生活保護・低所得）が負担する家賃を対象として、月額1万円を上限に、補足給付を支給します。ただし、家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃額となります。

《生活保護への移行防止策》

利用者負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで利用者負担の月額負担上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

《高額障害福祉サービス等（高額障害児通所）給付費》

同じ世帯の中で、障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合の負担額及び同一人が障害福祉サービス、補装具、介護保険サービス及び障害児通所支援を併給している場合の負担額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費や高額障害児通所給付費が申請により支給されます（償還払い）。

《新額障害福祉サービス等給付費》

65歳になるまでに5年以上介護保険に相当する障害福祉サービスを利用した人が、一定の要件を満たす

場合に、介護保険移行後に利用したサービスの利用者負担額が申請により支給されます（償還払い）。なお、介護保険における高額介護サービス費等による利用者負担額が償還後に、さらに残る利用者負担額が対象です。

《就学前の障害児の発達支援の無償化》

就学前の障害児への支援として、3歳から5歳までの児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設のサービスの利用者負担が無料となります（国制度）。また都制度により0歳から2歳までの利用者負担が東京都に申請することで支給されます（償還払い）。

《多子軽減措置》

同一の世帯に、障害児通所支援（放課後等デイサービスを除く）を利用している未就学児や幼稚園・保育所に通う児童が二人以上いる場合、利用者負担の軽減があります。

介護給付

■居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活に支障のある身体・知的・精神に障害のある人や障害のある児童を対象に、ホームヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護・家事等を行います。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

■同行援護

移動が著しく困難な視覚障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や通院同行、移動に必要な情報提供を行います。

■行動援護

重度の知的・精神の障害のある人や障害のある児童が行動するときに、自傷、異食、徘徊等による危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

■重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス等利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護している人が病気等の理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障害のある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■生活介護

常に介護を必要とする人に、実情に応じて障害者支援施設等の施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

■施設入所支援

主に夜間、介護を必要とする身体・知的・精神の障害のある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。（※八丈町内に提供事業所はありません）

訓練等給付

■自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用型、B型は非雇用型です。（※八丈町内にA型の提供事業所はありません）

■就労定着支援

利用者が就職してから、少なくとも6か月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■就労選択支援

障害のある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■共同生活援助（グループホーム）

身体・知的・精神の障害のある人が生活を行う住居で、家事、生活等に関する相談または助言、就労先等関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の援助を行います。

■自立生活援助

入所支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人、または地域で継続して生活を送ることが困難である人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。（※八丈町内に提供事業所はありません）

相談支援

■計画相談支援

障害のある人や障害のある児童の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かいケアマネジメントを行うことを目的に、サービスを利用する全ての障がいのある人を対象に「サービス等利用計画」を作成します。また、支給決定時の作成と一定期間ごとに計画の見直しを行います。

■地域移行支援

障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障害のある人、もしくは精神科病院等に入院している精神障害のある人で、比較的症状が安定している入院・入所者の実態に即して、退院・退所や社会復帰に向けた支援を行います。また、入院・入所者の一人ひとりの状況や、どれだけの方がサービスを必要としているかについて、各関係機関・協議体等との連携を図りながら、実態を把握し、より具体的な支援方法の検討に努めます。さらに、公営住宅の提供等住居の確保や、その他地域生活への移行に関する様々な相談や支援を検討します。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■地域定着支援

地域移行支援サービスを利用後、退院・退所して地域において単身等で生活する障害のある人や、家族との同居から単身生活に移行した障害のある人、地域生活が不安定な障害のある人を対象に、24時間の

連絡体制を確保し、医療と福祉の包括的な支援、日中活動、各種サービスの利用、住まいの場に関する継続的な支援を行います。また、緊急事態にも相談、訪問、対応等を行うとともに、地域住民との交流促進を図る等、安定した地域生活ができるよう支援します。（※八丈町内に提供事業所はありません）

障害児通所支援

■児童発達支援

未就学の障害のある児童に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練を行います。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■医療型児童発達支援

未就学の障害のある児童（上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童）に児童発達支援及び治療を行います。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■放課後等デイサービス

就学中の障害のある児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

■居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。（※八丈町内に提供事業所はありません）

■保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。（※八丈町内に提供事業所はありません）

障害児入所支援

■福祉型障害児入所施設

施設に入所している障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います（※八丈町内に提供事業所はありません）

■医療型障害児入所施設

施設に入所または指定医療機関に入院している障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います（※八丈町内に提供事業所はありません）

障害児相談支援

■障害児相談支援

障害児通所支援の利用申請手続において、障害児支援利用計画案の作成等を行ったり、通所支援開始後に、利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い、見直し等の援助を行います。

サービス提供事業所（八丈町内）

■介護給付

サービス	事業所
居宅介護 （ホームヘルプ）	◇つばきヘルパーステーション 〒100-1621 八丈町榎立 369 ☎9-5825 ◇ニコニコホームヘルプサービス 〒100-1511 八丈町三根 2 ☎2-5500

サービス	事業所
居宅介護 (ホームヘルプ)	◇ヘルパーステーションドロップス 〒100-1401 八丈町大賀郷 1463 ☎9-5972
重度訪問介護	◇つばきヘルパーステーション 〒100-1621 八丈町檜立 369 ☎9-5825 ◇ヘルパーステーションドロップス 〒100-1401 八丈町大賀郷 1463 ☎9-5972
同行援護	◇ヘルパーステーションドロップス 〒100-1401 八丈町大賀郷 1463 ☎9-5972
行動援護	◇ヘルパーステーションドロップス 〒100-1401 八丈町大賀郷 1463 ☎9-5972
生活介護	◇ちよんこめ作業所 〒100-1511 八丈町三根 2-1 ☎2-3678 ◇のびのび 〒100-1401 八丈町大賀郷 2397 ☎9-5817

■訓練等給付

サービス	事業所
就労継続支援 (B型)	◇ちよんこめ作業所 〒100-1511 八丈町三根 2-1 ☎2-3678 ◇フェニックス 〒100-1511 八丈町三根 2-1 ☎2-5079 ◇のびのび 〒100-1401 八丈町大賀郷 2397 ☎9-5817
共同生活援助 (グループホーム)	◇ちよんこめ銀河の家 〒100-1511 八丈町三根 2-1 (ちよんこめ銀河の家) ☎2-5558 (ちよんこめコスモスの家) ☎2-5557 (ちよんこめペガサスの家) ☎2-5028 ◇フェニックスホーム (はいびすかす) 〒100-1511 八丈町三根 2-1 ☎2-5471 ◇フェニックスホーム (やっところさ) 〒100-1511 八丈町三根 2-1 ☎2-5471 ◇ともちゃんち 〒100-1401 八丈町大賀郷 8039-1 ☎9-5817

■相談支援

サービス	事業所
計画相談支援	◇相談支援事業所あゆみ 〒100-1511 八丈町三根 1021-3 ☎9-5331 ◇相談支援のびのび 〒100-1401 八丈町大賀郷 2397 ☎9-5817

■障害児通所支援

サービス	事業所
放課後等デイサービス	◇放課後クラブいっぼ 〒100-1511 八丈町三根 1021-3 ☎9-5332

■障害児相談支援

サービス	事業所
障害児相談支援	◇相談支援事業所あゆみ 〒100-1511 八丈町三根 1021-3 ☎9-5331

4. 手当

特別障害者手当（国制度）

■対象

精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方。

■支給制限

- ・本人、配偶者、扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合
- ・施設に入所している場合
- ・3ヵ月を超えて入院している場合

■手当額

月額 30,450 円（※令和8年度。年度ごとに額は改定される場合があります。）

■問合せ先

八丈支庁総務課福祉担当

〒100-1492 八丈町大賀郷 2466-2（八丈支庁2階） ☎2-1112 FAX2-3601

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

障害児福祉手当（国制度）

■対象

精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方。

■支給制限

- ・本人、配偶者、扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合
- ・施設に入所している場合
- ・当該障害を支給理由とした年金を受給されている場合

■手当額

月額 16,560 円（※令和8年度。年度ごとに額は改定される場合があります。）

■問合せ先

八丈支庁総務課福祉担当

〒100-1492 八丈町大賀郷 2466-2（八丈支庁2階） ☎2-1112 FAX2-3601

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

特別児童扶養手当（国制度）

■対象

20歳未満（20歳の誕生日前日まで）で心身に障害があり、次のいずれかに該当する児童を監護している主たる生計維持者の方。

身体障害	身体障害者手帳1級～3級程度（下肢障害については4級の一部を含む） 疾患により長期にわたる安静を必要とする程度の状態にあるものなど
知的障害	愛の手帳1～3度程度
精神障害	上記と同程度の障害（自閉スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける方等）
重複障害	複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当の場合あり

■支給制限

- ・請求者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額を超える場合
- ・児童が父母等に監護されていない場合（施設等に入所している）
- ・児童または請求者が日本国内に住所を有しない場合
- ・児童が当該障害を支給理由とする年金を受給している方

■手当額

特児等級 1 級	月額 58,450 円	※令和 8 年度。年度ごとに額は改定される場合があります。
特児等級 2 級	月額 38,930 円	

※障害の状況に応じて、特児等級 1 級または特児等級 2 級として認定されます。

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年未年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

児童扶養手当（国制度）

■対象

次のいずれかに該当する 18 歳に達した年度末までの児童（一定以上の障害の状態にある場合は 20 歳未満）を監護している母または監護しかつ生計を同じくする父、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める障害の状態にある児童
- ・父または母の生死が不明である児童
- ・父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・父または母から 1 年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

■支給制限

- ・児童または請求者が日本国内に住所を有しない場合
- ・児童が児童福祉施設等に入所している、里親に委託されている場合
- ・児童が父及び母と生計を同じくしている場合（父または母が障害による受給を除く）
- ・児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む。）に養育されている場合

■手当額

児童 1 人の場合	・全額支給（所得制限額未満）：月額 46,690 円 ・一部支給：所得に応じて月額 46,680 円から 11,010 円まで 10 円単位で変動	※額は改定される場合があります。
児童 2 人目以降 の加算額 (1 人につき)	・全部支給：11,030 円 ・一部支給：11,020 円から 5,520 円まで 10 円単位で変動（所得に応じて決定されます）	

■問合せ先

八丈町福祉健康課厚生係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年未年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

重度心身障害者手当（都制度）

■対象

次のいずれかに該当する方

- ・ 重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方
- ・ 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
- ・ 重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方

■支給制限

- ・ 所得が一定の額を超える場合（20歳以上の方は本人の所得、20歳未満の方は扶養義務者の所得）
- ・ 65歳以上で新規申請の場合
- ・ 3カ月を超えて入院している場合
- ・ 施設等に入所している場合
- ・ 当該障害を支給理由とした年金を受給されている場合

■手当額

月額 60,000 円（※額は改定される場合があります）

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

心身障害者福祉手当（町制度）

■対象

次のいずれかに該当する 20 歳以上の方

- ・ 身体障害者手帳 1 級～2 級
- ・ 愛の手帳 1～3 度
- ・ 脳性麻痺、進行性筋萎縮症

■支給制限

- ・ 所得が一定の額を超える場合
- ・ 65歳以上で新規申請の場合
- ・ 施設に入所している場合

■手当額

月額 15,500 円（※額は改定される場合があります）

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

児童育成手当（町制度）

①障害手当（子どもに障害がある場合）

■対象

次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を養育する方

- ・身体障害者手帳 1 級～2 級程度
- ・愛の手帳 1～3 度程度
- ・脳性麻痺、進行性筋萎縮症

■支給制限

- ・所得が一定の額を超える場合
- ・児童が施設に入所している場合

■手当額

月額 15,500 円（※額は改定される場合があります）

②育成手当（養育する方に障害がある場合）

■対象

次のいずれかに該当する 18 歳に達した年度末までの児童を養育する方

- ・父または母が重度の障害を有する児童（身体障害者手帳 1～2 級程度）
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母の生死が不明である児童
- ・父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・父または母から 1 年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれ、父または母から養育されていない児童

■支給制限

- ・所得が一定の額を超える場合
- ・児童が施設に入所している場合

■手当額

月額 13,500 円（※額は改定される場合があります）

■問合せ先

八丈町福祉健康課厚生係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

5. 障害年金・生活保護・貸付等

障害年金

- ・障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。
- ・障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。
- ・なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。
- ・また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

①障害基礎年金

■対象

- ・国民年金に加入している間、または 20 歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは 60 歳以上 65 歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1 級・2 級）による障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。

1 級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方
2 級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方

- ・障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。ただし、20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

- 1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 3 分の 2 以上の期間について、保険料が納付または免除されている
- 2) 初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がない

■年金額

1 級	昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方	年額 1,036,625 円+子の加算額	※額は改定される場合があります
	昭和 31 年 4 月 2 日以降に生まれた方	年額 1,039,625 円+子の加算額	
2 級	昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方	年額 829,300 円+子の加算額	
	昭和 31 年 4 月 2 日以降に生まれた方	年額 831,700 円+子の加算額	
子の加算	2 人まで	1 人につき年額 239,300 円	
	3 人目以降	1 人につき年額 79,800 円	

※年金の等級は、障害者手帳の等級とは異なり、国民年金法で定められた基準により判断されます。

※子の加算額は、その方に生計を維持されている場合に加算されます。なお、子とは、18 歳に達した年度末までの方、または 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の状態にある方。

■問合せ先

◇八丈町住民課医療年金係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2 (八丈町役場 1 階) ☎2-1123 FAX2-7027

平日 (年未年始除く) : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◇港年金事務所

〒105-8513 港区浜松町 1-10-14 住友東新橋ビル 3 号館 1～3 階 ☎03-5401-3211 FAX03-5401-5649

平日 (年未年始除く) : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※週初の開所日 : 午前 8 時 30 分～午後 7 時

第 2 土 (祝日・年未年始除く) : 午前 9 時 30 分～午後 4 時

②障害厚生年金・障害手当金

■対象

- ・厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の 1 級または 2 級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。
- ・また、障害の状態が 2 級に該当しない軽い程度の障害のときは 3 級の障害厚生年金が支給されます。なお、初診日から 5 年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金 (一時金) が支給されます。
- ・障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること (保険料納付要件) が必要です。

1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 3 分の 2 以上の期間について、保険料が納付または免除されている

2) 初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がない

■年金額・手当額

1 級	年額	報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額 (239,300 円)	※額は改定される場合があります
2 級	年額	報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額 (239,300 円)	
3 級	昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方	年額 622,000 円	
	昭和 31 年 4 月 2 日以降に生まれた方	年額 623,800 円	
障害手当金	昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方	報酬比例の年金額×2 (最低保証額 1,244,000 円)	
	昭和 31 年 4 月 2 日以降に生まれた方	報酬比例の年金額×2 (最低保証額 1,247,600 円)	

※配偶者の加給年金額は、その方に生計を維持されている 65 歳未満の配偶者がいる場合に加算 (大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)。

■問合せ先

港年金事務所

〒105-8513 港区浜松町 1-10-14 住友東新橋ビル 3 号館 1～3 階 ☎03-5401-3211 FAX03-5401-5649

平日 (年未年始除く) : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※週初の開所日 : 午前 8 時 30 分～午後 7 時

第 2 土 (祝日・年未年始除く) : 午前 9 時 30 分～午後 4 時

特別障害給付金

■対象

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者の方で次のいずれかに該当する方が受給できます。

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生（昼間）
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等（厚生年金、共済年金等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求した方に限られます。

■支給制限

所得が一定の額を超える場合

■支給額

1級	月額 56,850円	老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合には、その受給額分を差し引いた額（老齢年金等の額が特別障害給付金の額を上回る場合は、は支給されません）。※額は改定される場合があります。
2級	月額 45,480円	

■問合せ先

◇八丈町住民課医療年金係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-1123 FAX2-7027

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

◇港年金事務所

〒105-8513 港区浜松町 1-10-14 住友東新橋ビル 3号館 1～3階 ☎03-5401-3211 FAX03-5401-5649

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分 ※週初の開所日：午前8時30分～午後7時

第2土（祝日・年末年始除く）：午前9時30分～午後4時

年金生活者支援給付金

■対象

障害基礎年金の受給者が対象です（障害基礎年金を請求する際にあわせて手続きを行ってください）。

■支給制限

所得が一定の額を超える場合

■支給額

1級	月額 6,813円	※額は改定される場合があります
2級	月額 5,450円	

■問合せ先

◇八丈町住民課医療年金係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-1123 FAX2-7027

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

◇港年金事務所

〒105-8513 港区浜松町 1-10-14 住友東新橋ビル 3号館 1～3階 ☎03-5401-3211 FAX03-5401-5649

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分 ※週初の開所日：午前8時30分～午後7時

第2土（祝日・年末年始除く）：午前9時30分～午後4時

東京都心身障害者扶養共済制度

障害者の保護者が毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡または重度障害となったときに、残された障害者に毎月年金を支給する共済制度です。東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される制度です。

■加入申込者の要件

次のすべてに該当する方

- ・障害者の保護者である
- ・東京都内に住所がある
- ・加入年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満
- ・特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態である

■心身障害者の要件

次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難であると認められる方。

- ①身体障害者手帳1～3級
- ②知的障害者
- ③精神または身体に永続的障害があり、その程度が①または②と同程度の方（精神疾患、脳性麻痺、自閉症、進行性筋萎縮症、血友病など）

■加入制限

所得が一定の額を超える場合（心身障害者本人）

■掛金

- ・加入者（保護者）の年齢に応じて異なります（月9,300円～23,300円）。 ※減額制度有り
- ・加入口数は、障害者1人につき、2口まで。
- ・年度初日（4月1日）の加入者の年齢が65歳かつ、加入期間が20年以上となった場合は、以後の月から掛金を納める必要はありません。

■支給内容

支給要件	加入者が死亡または重度障害となった月から支給されます
支給額	月額 20,000円（1口あたり）
支給期間	加入者が死亡または重度障害となった月から、心身障害者が死亡する月まで

■問合せ先

◇八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

◇東京都扶養共済事務センター

〒163-0719 新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル ☎03-3344-8633 FAX03-3344-8596

平日（年末年始除く）：午前9時～午前12時・午後1時～午後5時

生活保護制度/障害者加算

生活保護は、世帯の収入だけでは国が定める保護基準（最低生活費）に満たない場合に、受けられます。その場合、不足する額を保護費として支給し、最低生活を保障します。なお、障害のある方で障害者手帳の等級など一定の要件を満たした場合、障害者加算が適用されます。詳しくはお問い合わせください。

■保護の種類

種類	対象費用
生活扶助	食べるもの、着るもの、光熱水費など、日常の暮らしに必要な費用
住宅扶助	家賃、間代、地代など、住むために必要な費用（共益費などは生活扶助に含まれる）
教育扶助	義務教育を受ける上で必要となる費用(学級費、生徒会費、PTA会費、教材費、給食費など)
医療扶助	病気やケガの治療や療養のために医療機関に支払う費用など（治療として真に必要とする治療材料を含む）
介護扶助	介護保険サービス利用で必要となる費用（介護サービス利用者負担額や施設の食事負担額など）
出産扶助	分べん等に要する費用
生業扶助	生計を維持するための小規模な事業に必要な費用や技能を修得するための費用（義務教育ではない高等学校等の就学費用を含む）
葬祭扶助	葬祭費用

■問合せ先

八丈支庁総務課福祉担当

〒100-1492 八丈町大賀郷 2466-2（八丈支庁 2 階） ☎2-1112 FAX2-3601

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

生活福祉資金貸付制度

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいらっしゃる世帯で、他の資金の借入れが困難な場合、かつ審査の上返済の見込みがあると判断された方に資金を貸付けます（貸付については種類により条件があります。）。この制度は、資金の貸付による経済的な援助にあわせて、区市町村の社会福祉協議会や民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

■資金の種類

資金使途	貸付上限額	返済期間
技能習得に必要な経費	1,100,000～5,600,000 円	8 年以内
生業（自営業）を営む為に必要な経費	4,600,000 円	9 年以内
住居の移転等に必要な経費	500,000 円	3 年以内
就職の支度に必要な経費	500,000 円	3 年以内
障害者自動車の修理に必要な費用	500,000 円	3 年以内
住宅の増改築、補修等に必要な経費	2,500,000 円	7 年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円	8 年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円	8 年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	1,700,000 円	5 年以内

※据置期間 6 ヶ月以内。保証人有なら無利子、無なら年 1.5%。

※生活福祉資金には、このほか低所得の世帯を対象に、教育支援資金などがあります。

■問合せ先

八丈町社会福祉協議会

〒100-1511 八丈町三根 2（八丈町保健福祉センター 1 階） ☎2-2609 FAX2-4655

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

6. 医療の助成

心身障害者医療費助成(マル障)

医療保険を使って病院や診療所等で診療、薬剤の支給等を受けた場合に、自己負担分から一部負担金を差し引いた額を助成します。

■対象

次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳 1～2 級（内部障害は 3 級まで）
- ・愛の手帳 1～2 度
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級

■助成制限

次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ・所得が一定の額を超える場合
- ・生活保護や中国残留邦人等支援給付を受けている場合
- ・65 歳以上になってはじめて上記対象者に該当することになった場合
- ・65 歳に達する日の前日までにマル障の申請を行わなかった場合（東京都内に住所がなかった、生活保護を受けていたなどで 65 歳前にマル障の申請を行うことができなかった場合を除きます。）
- ・後期高齢者医療の被保険者で、かつ住民税が課税されている方 等

■助成範囲

次のものは対象外となります。

- ・入院時食事療養・生活療養標準負担額
- ・医療保険の対象とならないもの（健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等）
- ・学校管理下の傷病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度対象の場合
- ・健康保険組合等から支給される高額療養費、付加給付に該当する医療費
- ・他の公費医療で助成される医療費
- ・介護保険の利用者負担額 等

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

自立支援医療（更生医療）

身体に障害のある方の障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、進行を防ぐことが可能と認められる特定の手術等の医療の助成を行う制度です。指定自立支援（更生）医療機関の指定を受けた医療機関にのみ適用されます。原則 1 割負担で、課税状況等により、月あたり負担額の上限が設定されます。

■対象

身体障害者手帳を所持する 18 歳以上の方で、指定自立支援（更生）医療機関が作成した所定の書類を提出し、東京都心身障害者福祉センターまたは町の判定を受け、対象医療の開始前に適当と認められた方（所得制限あり）。

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある子どもの障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするために必要な医療の給付を行う制度です。指定自立支援医療（育成）機関の指定を受けた医療機関にのみ適用されます。原則1割負担で、課税状況等により、月あたり負担額の上限が設定されます。

■対象

次のすべてに該当する方

- ・18歳未満の子どもで機能障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できること
- ・指定自立支援医療（育成）機関で 指定医が診断し、治療していること
- ・保護者が八丈町に住所を有すること
- ・世帯の所得が一定額を超えないこと

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年未年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のある方の通院治療に必要な医療費の自己負担を原則1割にする制度です。指定自立支援医療（精神通院医療）機関の指定を受けた医療機関にのみ適用されます。課税状況等により、月あたり負担額の上限が設定されます。

■対象

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害（てんかんを含む）を有する方（所得制限あり）。

問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年未年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

精神医療給付金

「国保受給者証（精神通院）」を医療機関に提示することで、精神疾患及び精神障害に対する医療機関での外来通院医療に要する自己負担分（負担上限額まで）を国民健康保険が給付します。

■対象

次のすべてに該当する方

- ・八丈町国民健康保険の被保険者
- ・自立支援医療費（精神科通院）の適用を受けている方
- ・住民税非課税世帯の方

■問合せ先

八丈町住民課医療年金係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-1123 FAX2-7027

平日（年未年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

小児精神障害者入院医療費助成

18歳未満の方が、精神疾患で入院している場合の入院医療費が無料になります。ただし、入院時の食事負担額は自己負担となります。

■対象

18歳未満で精神障害のため入院医療を必要とする方（引き続き治療を受ける場合は20歳に達する誕生月の末日まで）。

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

難病医療費助成

難病の治療にかかる医療及び一部の介護サービス費の一部を助成しています。都道府県の指定を受けた指定医療機関にのみ適用されます。課税状況等により、月あたり負担額の上限が設定されます。

■対象

国または東京都が指定する難病に罹患している方で、医療費助成の認定基準を満たしていると認定された方。

■対象疾病

◇国指定難病（令和7年4月1日現在：348疾病）

番号	指定難病名	番号	指定難病名
1	球脊髄性筋萎縮症	30	遠位型ミオパチー
2	筋萎縮性側索硬化症	31	バスレムミオパチー
3	脊髄性筋萎縮症	32	自己貪食空胞性ミオパチー
4	原発性側索硬化症	33	シュワルツ・ヤンペル症候群
5	進行性核上性麻痺	34	神経線維腫症
6	パーキンソン病	35	天疱瘡
7	大脳皮質基底核変性症	36	表皮水疱症
8	ハンチントン病	37	膿疱性乾癬（汎発型）
9	神経有棘赤血球症	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
10	シャルコー・マリー・トゥース病	39	中毒性表皮壊死症
11	重症筋無力症	40	高安動脈炎
12	先天性筋無力症候群	41	巨細胞性動脈炎
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	42	結節性多発動脈炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性ニューロパチー	43	顕微鏡的多発血管炎
15	封入体筋炎	44	多発血管炎性肉芽腫症
16	クドウ・深瀬症候群	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
17	多系統萎縮症	46	悪性関節リウマチ
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	47	パージャー病
19	ライソゾーム病	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
20	副腎白質ジストロフィー	49	全身性エリテマトーデス
21	ミトコンドリア病	50	皮膚筋炎／多発性筋炎
22	もやもや病	51	全身性強皮症
23	プリオン病	52	混合性結合組織病
24	亜急性硬化性全脳炎	53	シェーグレン症候群
25	進行性多巣性白質脳症	54	成人発症スチル病
26	HTLV-1関連脊髄症	55	再発性多発軟骨炎
27	特発性基底核石灰化症	56	ベーチェット病
28	全身性アミロイドーシス	57	特発性拡張型心筋症
29	ウルリッヒ病	58	肥大型心筋症

番号	指定難病名	番号	指定難病名
59	拘束型心筋症	117	脊髄空洞症
60	再生不良性貧血	118	脊髄髄膜瘤
61	自己免疫性溶血性貧血	119	アイザックス症候群
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	120	遺伝性ジストニア
63	免疫性血小板減少症	121	脳内鉄沈着神経変性症
64	血栓性血小板減少性紫斑病	122	脳表ヘモジエリン沈着症
65	原発性免疫不全症候群	123	H T R A 1 関連脳小血管病
66	I g A 腎症	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
67	多発性嚢胞腎	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
68	黄色靭帯骨化症	126	ペリー病
69	後縦靭帯骨化症	127	前頭側頭葉変性症
70	広範脊柱管狭窄症	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
71	特発性大腿骨頭壊死症	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
72	下垂体性ADH分泌異常症	130	先天性無痛無汗症
73	下垂体性TSH分泌亢進症	131	アレキサンダー病
74	下垂体性PRL分泌亢進症	132	先天性核上性球麻痺
75	クッシング病	133	メビウス症候群
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	135	アイカルディ症候群
78	下垂体性前葉機能低下症	136	片側巨脳症
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	137	限局性皮質異形成
80	甲状腺ホルモン不応症	138	神経細胞移動異常症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	139	先天性大脳白質形成不全症
82	先天性副腎低形成症	140	ドラベ症候群
83	アジソン病	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
84	サルコイドーシス	142	ミオクロニー欠神てんかん
85	特発性間質性肺炎	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
86	肺動脈性肺高血圧症	144	レノックス・ガストー症候群
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	145	ウエスト症候群
88	慢性血栓性肺高血圧症	146	大田原症候群
89	リンパ管筋腫症	147	早期ミオクロニー脳症
90	網膜色素変性症	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
91	バッド・キアリ症候群	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
92	特発性門脈圧亢進症	150	環状20番染色体症候群
93	原発性胆汁性胆管炎	151	ラスムッセン脳炎
94	原発性硬化性胆管炎	152	P C D H 1 9 関連症候群
95	自己免疫性肝炎	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
96	クローン病	154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
97	潰瘍性大腸炎	155	ランドウ・クレフナー症候群
98	好酸球性消化管疾患	156	レット症候群
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	157	スタージ・ウェーバー症候群
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	158	結節性硬化症
101	腸管神経節細胞僅少症	159	色素性乾皮症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	160	先天性魚鱗癬
103	C F C 症候群	161	家族性良性慢性天疱瘡
104	コステロ症候群	162	類天疱瘡（後天性表皮水泡症を含む。）
105	チャージ症候群	163	特発性後天性全身性無汗症
106	クリオピリン関連周期熱症候群	164	眼皮膚白皮症
107	若年性特発性関節炎	165	肥厚性皮膚骨膜炎
108	T N F 受容体関連周期性症候群	166	弾性線維性仮性黄色腫
109	非典型性溶血性尿毒症症候群	167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
110	ブラウ症候群	168	エーラス・ダンロス症候群
111	先天性ミオパチー	169	メンケス病
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	170	オクシピタル・ホーン症候群
113	筋ジストロフィー	171	ウィルソン病
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	172	低ホスファターゼ症
115	遺伝性周期性四肢麻痺	173	V A T E R 症候群
116	アトピー性脊髄炎	174	那須・ハコラ病

番号	指定難病名	番号	指定難病名
175	ウィーバー症候群	233	ウォルフラム症候群
176	コフィン・ローリー 症候群	234	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
177	ジュベール症候群関連疾患	235	副甲状腺機能低下症
178	モワット・ウィルソン症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症
179	ウィリアムズ症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
180	ATR-X症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
181	クルーゾン症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
182	アペール症候群	240	フェニルケトン尿症
183	ファイファー症候群	241	高チロシン血症 1 型
184	アントレー・ビクスラー症候群	242	高チロシン血症 2 型
185	コフィン・シリス症候群	243	高チロシン血症 3 型
186	ロスムンド・トムソン症候群	244	メープルシロップ尿症
187	歌舞伎症候群	245	プロピオン酸血症
188	多脾症候群	246	メチルマロン酸血症
189	無脾症候群	247	イソ吉草酸血症
190	鰓耳腎症候群	248	グルコーストランスporter-1 欠損症
191	ウェルナー症候群	249	グルタル酸血症 1 型
192	コケイン症候群	250	グルタル酸血症 2 型
193	プラダー・ウィリ症候群	251	尿素サイクル異常症
194	ソトス症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症
195	ヌーナン症候群	253	先天性葉酸吸収不全
196	ヤング・シンプソン症候群	254	ポルフィリン症
197	1 p 3 6 欠失症候群	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
198	4 p 欠失症候群	256	筋型糖原病
199	5 p 欠失症候群	257	肝型糖原病
200	第 1 4 番染色体父親性ダイソミー症候群	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
201	アンジェルマン症候群	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
202	スミス・マギニス症候群	260	シトステロール血症
203	2 2 q 1 1. 2 欠失症候群	261	タンジール病
204	エマヌエル症候群	262	原発性高カイロミクロン血症
205	脆弱X症候群関連疾患	263	脳髄黄色腫症
206	脆弱X症候群	264	無 β リポタンパク血症
207	総動脈幹遺残症	265	脂肪萎縮症
208	修正大血管転位症	266	家族性地中海熱
209	完全大血管転位症	267	高 Ig D 症候群
210	単心室症	268	中條・西村症候群
211	左心低形成症候群	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
212	三尖弁閉鎖症	270	慢性再発性多発性骨髄炎
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	271	強直性脊椎炎
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	272	進行性骨化性線維異形成症
215	ファロー四徴症	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
216	両大血管右室起始症	274	骨形成不全症
217	エプスタイン病	275	タナトフォリック骨異形成症
218	アルポート症候群	276	軟骨無形成症
219	ギャロウェイ・モワット症候群	277	リンパ管腫瘍/ゴーハム病
220	急速進行性糸球体腎炎	278	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)
221	抗糸球体基底膜腎炎	279	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)
222	一次性ネフローゼ症候群	280	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
224	紫斑病性腎炎	282	先天性赤血球形成異常性貧血
225	先天性腎性尿崩症	283	後天性赤芽球癆
226	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
227	オスラー病	285	ファンコニ貧血
228	閉塞性細気管支炎	286	遺伝性鉄芽球性貧血
229	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	287	エプスタイン症候群
230	肺胞低換気症候群	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	289	クローンカイト・カナダ症候群
232	カーニー複合	290	非特異性多発性小腸潰瘍症

番号	指定難病名	番号	指定難病名
291	ヒルシユスプルング病（全結腸型又は小腸型）	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
292	総排泄腔外反症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
293	総排泄腔遺残	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
294	先天性横隔膜ヘルニア	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
295	乳幼児肝巨大血管腫	324	メチルグルタコン酸尿症
296	胆道閉鎖症	325	遺伝性自己炎症疾患
297	アラジール症候群	326	大理石骨病
298	遺伝性膵炎	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）
299	嚢胞性線維症	328	前眼部形成異常
300	I g G 4 関連疾患	329	無虹彩症
301	黄斑ジストロフィー	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
302	レーベル遺伝性視神経症	331	特発性多中心性キャスルマン病
303	アッシャー症候群	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
304	若年発症型両側性感音難聴	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
305	遅発性内リンパ水腫	334	脳クレアチン欠乏症候群
306	好酸球性副鼻腔炎	335	ネフロン癆
307	カナバン病	336	家族性低 β リポタンパク血症1（ホモ接合体）
308	進行性白質脳症	337	ホモシスチン尿症
309	進行性ミオクローヌステんかん	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
310	先天異常症候群	339	MECP2重複症候群
311	先天性三尖弁狭窄症	340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
312	先天性僧帽弁狭窄症	341	TRPV4異常症
313	先天性肺静脈狭窄症	342	LMNB1関連大脳白質脳症
314	左肺動脈右肺動脈起始症	343	PURA関連神経発達異常症
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	344	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
316	カルニチン回路異常症	345	乳児発症STING関連血管炎
317	三頭酵素欠損症	346	原発性肝外門脈閉塞症
318	シトリン欠損症	347	出血性線溶異常症
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	348	口ウ症候群

◇都制度の対象疾病（令和7年4月1日現在：8疾病）

番号	指定難病名	番号	指定難病名
都 80	原発性骨髄線維症	都 88	古典的特発性好酸球增多症候群
都 77	悪性高血圧	都 91	びまん性汎細気管支炎
都 83	母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）	都 95	遺伝性QT延長症候群
都 866	肝内結石症	都 97	網膜脈絡膜萎縮症

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年未年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

特定疾病医療費助成（人工透析、先天性血液凝固因子等欠乏症等）

人工透析や先天性血液凝固因子等欠乏症等にかかる医療保険各法等を適用した医療費等の自己負担分の助成を行う制度です。

■対象

- ・人工透析を受けている腎不全患者の方
- ・先天性血液凝固因子等欠乏症等にり患している方（以下参照）

・第1因子（フィブリノゲン）欠乏症 ・第2因子（プロトロンビン）欠乏症 ・第5因子（不安定因子）欠乏症 ・第7因子（安定因子）欠乏症 ・第8因子欠乏症（血友病A） ・第9因子欠乏症（血友病B）	・第10因子（スチューアートプラウア）欠乏症 ・第11因子（PTA）欠乏症 ・第12因子（ハイグマン因子）欠乏症 ・第13因子（フィブリン安定化因子）欠乏症 ・フォン・ヴィルブランド病 ・血液凝固因子製剤投与に起因するHIV感染症
---	--

※18歳未満の方は小児慢性医療助成を申請してください

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

★特定疾病療養受領証について

特定疾病にり患している方は、健康保険の高額療養費制度で、自己負担限度額を1医療機関あたり月額1万円（高額所得者は2万円）にする制度があります。このうち1万円までの自己負担額を特定疾病医療費助成で助成しています。「特定疾病療養受領証等」は、加入している健康保険（保険者）から発行されますので、詳しくは、健康保険（保険者）にお問い合わせください。

小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病の治療にかかる医療の一部を助成しています。指定医療機関の指定を受けた医療機関にのみ適用されます。課税状況等により、月あたり負担額の上限が設定されます。

■対象

国が指定する疾病にり患している18歳未満の方で、医療費助成の認定基準を満たしていると認定された方。（※18歳未満で認定を受け、引き続き有効な小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方に限り、満20歳未満まで延長可能です。）

■対象疾病

・小児がん（悪性新生物） ・慢性腎疾患 ・慢性呼吸器疾患 ・慢性心疾患（内科的治療）	・内分泌疾患 ・こう原病 ・糖尿病 ・先天性代謝異常	・血液疾患 ・免疫疾患 ・神経・筋疾患 ・慢性消化器疾患	・先天異常 ・皮膚疾患 ・骨系統疾患 ・脈管系疾患
---	-------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭及び父・母のいずれかが重度障害を有する家庭の児童やその養育者が医療保険を使って病院や診療所等で診療、薬剤の支給等を受けた場合に、自己負担分を一部または全額を助成します。

■対象

次のいずれかに該当する 18 歳に達した年度末までの児童（障害がある場合は 20 歳未満）を養育する方

- ・父または母が重度の障害を有する児童（身体障害者手帳 1～2 級程度）
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母の生死が不明である児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母から 1 年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれ、父または母から養育されていない児童

■対象制限

- ・所得が一定の額を超える場合
- ・生活保護を受けている場合
- ・児童福祉施設等に措置で入所している場合

■問合せ先

八丈町福祉健康課厚生係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

特定疾患治療研究事業

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾患のうち、特定の疾患について治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費で負担し、その負担の軽減を図ることを目的とした事業です。

■対象

スモン・難治性肝炎のうち劇症肝炎・重症急性膵炎・プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）の 4 疾患です。ただし、重症急性膵炎及び難治性肝炎のうち劇症肝炎は、平成 26 年 12 月 31 日時点で特定疾患医療受給者として認定されていた方に限り平成 27 年 1 月 1 日以降も医療費助成対象となります。新規申請はできませんので、ご注意ください。

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

後期高齢者医療制度への加入

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険ですが、65歳から74歳の方で一定の障害がある方は、任意で加入することができます。医療費の一部負担金は課税状況等により1～3割となります。加入するためには、申請により認定を受けることが必要です（75歳以上の方は申請不要で自動切替）。

■対象

65歳から74歳の方で次のいずれかに該当する方

- ・障害年金（1～2級）受給者
- ・身体障害者手帳（1～4級） ※4級は下肢障害の一部と音声・言語機能障害に限る。
- ・愛の手帳（1～2度）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1～2級）

■自己負担の割合

住民税課税所得	区分	負担割合
同じ世帯の被保険者の中に145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入（遺族年金や障害年金は含まない）」＋「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人…200万円以上 ・被保険者が2人以上…合計320万円以上	一定以上の所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員がいずれも28万円未満の場合または上記の①には該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

■問合せ先

八丈町住民課医療年金係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-1123 FAX2-7027

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

7. 福祉用具等の給付

補装具費の支給

身体障害のある方及び難病患者等が日常生活や就学、就労のために、身体機能を補完・代替する補装具を製作・修理等する場合に補装具費を支給します。支給にあたっては事前に相談、申請をお願いします。

■対象

身体障害者手帳の交付を受けた方、または障害者総合支援法施行令で定める難病等（医療助成の対象難病とは一部異なります）で、判定等により補装具費の支給が必要な障害状況と認められた方。

■支給制限

- ・所得が一定の額を超える場合（※所得割 46 万円以上、18 歳未満の児童は所得制限がありません）
- ・補装具の製作・修理等を開始している場合
- ・他制度（労働災害補償制度、医療保険制度、介護保険制度など）で貸与・給付が可能な場合

■利用者負担

利用者は、費用の 1 割を負担しますが、所得に応じて負担上限月額までの負担となります。詳しくは P. 11 を参照ください。

■補装具の種目

障害別	補装具種目
肢体不自由	義手、義足、上肢装具、下肢装具、体幹装具、靴型装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置 ※児童のみ対象：起立保持具、排便補助具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

日常生活用具の給付

障害のある方及び難病患者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います（種目に応じて給付限度額や耐用年数があります）。給付にあたっては事前に相談、申請をお願いします。

■対象

各種目の対象要件を満たす方

■支給制限

- ・所得が一定の額を超える場合（※所得割 46 万円以上、18 歳未満の児童は所得制限がありません）
- ・既に日常生活用具を購入している場合
- ・介護保険制度で貸与・給付が可能な場合
- ・施設入所または入院している場合（※意思伝達装置、点字器、人工咽喉、歩行補助杖、ストマ用装具、収尿器、頭部保護帽は給付可能。紙おむつは、入院中のみ給付可能。）

■利用者負担

利用者は、費用の 1 割を負担しますが、所得に応じて負担上限月額までの負担となります。詳しくは P. 11 を参照ください。なお、種目ごとに定める給付限度額を超えた額は、利用者負担となります。

■日常生活用具の種目

《介護・訓練等支援用具》

種目	対象者		耐用年数
	障害程度	年齢等	
特殊寝台	下肢または体幹 1～2 級	学齢児以上	8 年
	寝たきりの状態にある難病患者		
特殊マット	下肢または体幹 1～2 級	3 歳～18 歳未満	5 年
	下肢または体幹 1 級（常時介護を必要とする方）	18 歳以上	
	愛の手帳 1～2 度	3 歳以上	
	寝たきりの状態にある難病患者		
特殊尿器	下肢または体幹 1 級（常時介護を必要とする方）	学齢児以上	5 年
	自力で排尿できない難病患者		
入浴担架	下肢または体幹 1～2 級（入浴に当たり、介助を必要とする方に限る）	3 歳以上	5 年
体位変換器	下肢または体幹 1～2 級（下着交換等に当たり、介護を必要とする方に限る）	学齢児以上	5 年
	寝たきりの状態にある難病患者		
移動用リフト	下肢または体幹 1～2 級	3 歳以上	4 年
	下肢または体幹機能に障害のある難病患者		
訓練いす	下肢または体幹 1～2 級	3 歳～18 歳未満	5 年
訓練用ベッド	下肢または体幹	学齢児未満	-
	愛の手帳（上記と同程度の必要がある方）		
	下肢または体幹機能に障害のある難病患者		
浴槽（給湯器を含む）	下肢または体幹 1～2 級	学齢児以上	8 年

《自立生活支援用具》

種目	対象者		耐用年数
	障害程度	年齢等	
入浴補助用具	下肢または体幹（入浴に介助を必要とする方）	3 歳以上	8 年
	入浴に介助を必要とする難病患者		
便器	下肢または体幹 1～2 級	学齢児以上	8 年
	常時介助を必要とする難病患者		
頭部保護帽	下肢または体幹 1～2 級	3 歳以上	3 年
	精神障害または知的障害（てんかんの発作等により頻繁に転倒する方）		
丁字状・棒状のつえ	平行機能または下肢もしくは体幹 1～2 級	3 歳以上	3 年
移動・移乗支援用具	平行機能または下肢もしくは体幹（家庭内の移動等において介助が必要な方）	3 歳以上	8 年
	下肢が不自由な難病患者		
特殊便器	上肢 1～2 級	学齢児以上	8 年
	愛の手帳 1～2 度（自ら排便の処理が困難な方）		
	上肢機能に障害のある難病患者		
火災警報器	身体障害者手帳 1～2 級	-	8 年
	愛の手帳 1～2 度		
自動消火装置	身体障害者手帳 1～2 級	-	8 年
	愛の手帳 1～2 度		
	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		
電磁調理器	視覚または上肢 1～2 級	18 歳以上	6 年
	下肢または体幹 1 級		
	愛の手帳 1～2 度		
音響案内装置	視覚 1～2 級（2 級の方は送信機のみに限る）	学齢児以上	10 年
屋内信号装置	聴覚 2 級（聴覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯で、日常生活に必要な世帯に限る）	18 歳以上	10 年
ガス安全システム	身体障害者手帳所持者で喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方（臭覚機能を喪失した方のみの世帯及び準ずる世帯に限る）	18 歳以上	8 年
	下肢または体幹 1～2 級（障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る）		

《在宅療養等支援用具》

種目	対象者		耐用年数
	障害程度	年齢等	
透析液加温器	身体障害者手帳3級以上で人工透析を必要とする方(自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う方に限る。)	-	5年
ネブライザー(吸入器)	呼吸器3級以上または同程度の身体障害者で必要と認められる方 呼吸器機能に障害のある難病患者	学齢児以上	5年
電気式たん吸引器	呼吸器3級以上または同程度の身体障害者で必要と認められる方 呼吸器機能に障害のある難病患者	学齢児以上	5年
酸素ボンベ運搬車	呼吸器3級以上(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けた方に限る。)	18歳以上	10年
酸素吸入装置	呼吸器3級以上(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められた方に限る。)	18歳以上	10年
音声式体温計	視覚1～2級(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	学齢児以上	5年
体重計	視覚1～2級(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	18歳以上	5年
ルームクーラー	身体障害者手帳所持者で頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方(医師により体温調節機能を喪失したものと認められた方に限る。)	18歳以上	6年
空気清浄機	呼吸器3級以上	18歳以上	6年
動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	-	5年

《情報・意思疎通支援用具》

種目	対象者		耐用年数
	障害程度	年齢等	
携帯用会話補助装置	音声または言語もしくは肢体不自由で音声言語の著しい障害を有する方	学齢児以上	5年
情報・通信支援用具	上肢または言語及び上肢重複障害を有し、その障害の程度が1～2級(文字を書くことが困難な方に限る。)	学齢児以上	6年
点字ディスプレイ	視覚及び聴覚の重度重複障害者(原則として視覚2級以上かつ聴覚2級、必要と認められる方)	18歳以上	6年
点時器	視覚1～2級	-	標準7年 携帯5年
点字タイプライター	視覚1～2級(本人が就労もしくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている方に限る。)	学齢児以上	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚1～2級	学齢児以上	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚1～2級	学齢児以上	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚(本装置により文字等を読むことが可能になる方)	学齢児以上	8年
時計	視覚1～2級(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。)	18歳以上	10年
聴覚障害者用通信装置	身体障害者手帳所持者で聴覚または音声・言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	学齢児以上	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚(本装置によりテレビの視聴が可能になる方)	-	6年
フラッシュバル	聴覚または音声・言語機能1～3級	学齢児以上	10年
会議用拡張器	聴覚1～4級	学齢児以上	6年
携帯用信号装置	聴覚または音声・言語機能1～3級	学齢児以上	6年
人工喉頭	音声・言語機能(喉頭を摘出した方で、音声・言語の著しい障害を有する方)	-	笛式4年 電動5年
福祉電話(貸与・利用者負担なし)	身体障害者手帳所持者で難聴者または外出困難な者(2級以上)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯に限る。)	18歳以上	-

種目	対象者		耐用年数
	障害程度	年齢等	
ファックス (貸与・利用者負担なし)	聴覚または音声・言語機能1～3級でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方(前年分の所得税が42,000円以下の世帯に限る。)	学齢児以上	-
視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚	学齢児以上	1回限り
点字図書	視覚(主に情報の入手を点字で行っている方)	学齢児以上	年間6タイトルまたは24巻

《排泄管理支援用具》

種目	対象者		耐用年数
	障害程度	年齢等	
ストマ装具	ぼうこうまたは直腸機能(人工ぼうこうまたは人工肛門の増設をしている方)	-	1ヶ月
紙おむつ等	身体障害者手帳所持者でぼうこう・直腸機能障害がある次のいずれかに該当する方 ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない方並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある方及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方で、紙おむつ等の用具類を必要とする方 ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方、更生相談所等の判定により紙おむつ等の用具類を必要とする方	3歳以上	紙おむつ 1ヶ月 浣腸装具 6ヶ月
収尿器	身体障害者手帳所持者で、肢体不自由またはぼうこう機能障害により収尿器を必要とする方	-	1年

《住宅改修》

種目	対象者		耐用年数
	障害程度	年齢等	
居宅生活動作補助用具	下肢または体幹1～3級及び補装具として車いすの交付を受けた(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上のもの) 下肢または体幹機能に障害のある難病患者	学齢児以上 65歳未満	1回限り

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2 (八丈町役場1階) ☎2-5570 FAX2-7923

平日(年末年始除く): 午前8時30分～午後5時15分

小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います(種目に応じて給付限度額や耐用年数があります)。給付にあたっては事前に相談、申請をお願いします。

■対象

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・児童福祉法または障害者総合支援法の規定による同種施策の給付の対象とならない方
- ・各対象種目の対象要件を満たす方

■利用者負担

利用者は、その収入の状況に応じて費用の一部または全部を負担します。

■日常生活用具の種目

種目	対象者	耐用年数
便器	常時介助を要する方	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある方	5年

種目	対象者	耐用年数
特殊便器	上肢機能に障害のある方	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な方	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	8年
特殊尿器	自力で排尿できない方	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある方	5年
車いす	下肢が不自由な方	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい方	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方	-

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2 (八丈町役場 1 階) ☎2-5570 FAX2-7923

平日 (年末年始除く) : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

福祉用具の貸出

介護保険制度で福祉用具のレンタルが出来ない方を対象に福祉用具の貸出を行っています。

■福祉用具の種目・利用額

種目	利用額 (月額)
電動ベッド (高さや頭の部分の上げ下げが電動で可能)	1,000 円 設置回収手数料 2,000 円 (設置時のみ)
簡易ベッド (高さや頭の部分は固定)	1,000 円 設置回収手数料 2,000 円 (設置時のみ)
車いす	1,000 円
シャワーチェア・シャワーキャリー	1,000 円
つえ・4点つえ	1,000 円
介助バー	1,000 円
スロープ	1,000 円
吸引器	1,000 円 整備手数料 1,500 円 (貸出時のみ)
マットレス	500 円

■問合せ先

八丈町社会福祉協議会

〒100-1511 八丈町三根 2 (八丈町保健福祉センター 1 階) ☎2-2609 FAX2-4655

平日 (年末年始除く) : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

8. 日常生活の支援

移動支援

障害者総合支援法（地域生活支援事業）に基づく事業で、屋外での移動に著しい制限がある方に対し、余暇活動及び社会参加のための外出支援を行います（車両移送は行いません）。

■対象

次のいずれかに該当する方

- ・身体障害手帳所持者（両上肢及び両下肢1級の方または準ずる方） ※重度訪問介護利用者を除く
- ・愛の手帳所持者 ※行動援護利用者を除く
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ※行動援護利用者を除く

■利用者負担

利用者は、費用の1割を負担しますが、所得に応じて負担上限月額までの負担となります。詳しくはP.11を参照ください。

■サービス提供事業所（八丈町内）

- ・八丈町社会福祉協議会 〒100-1511 八丈町三根2 ☎2-2609
- ・ヘルパーステーションドロップス 〒100-1401 八丈町大賀郷1463 ☎9-5972

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

移送サービス

車いす利用者を対象に通院や老人ホームショートステイの入退所時などの車両移送を行います。

■利用者負担

- ・同地区（坂上～坂上、坂下～坂下）片道400円 往復800円
- ・異地区（坂上～坂下、永郷～三根・大賀郷）片道600円 往復1,200円
- ※2人対応加算：片道100円 往復200円
- ※福祉用具利用加算：100円 ※車いすをお持ちでない方

■問合せ先

八丈町社会福祉協議会

〒100-1511 八丈町三根2（八丈町保健福祉センター1階） ☎2-2609 FAX2-4655

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時30分

給食サービス

一人暮らしの高齢の方や障害のある方等で給食サービスを必要とする方に、毎週水曜日の昼食弁当（1食550円）を配達します。また、配達と同時に安否確認も行っています。

■問合せ先

八丈町社会福祉協議会

〒100-1511 八丈町三根2（八丈町保健福祉センター1階） ☎2-2609 FAX2-4655

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時30分

訪問理容サービス

障害のある方などで理髪に行けない方を対象に訪問理容サービス（1回1,500円）を行っています。サービスは理容師・美容師の資格を持ったスタッフが行います。

■問合せ先

八丈町社会福祉協議会

〒100-1511 八丈町三根2（八丈町保健福祉センター1階） ☎2-2609 FAX2-4655

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時30分

生活協力員事業

介護保険や障害者総合支援法など、公的サービスを利用できない方に対し、家事などの生活援助や身体介護を行うことで、自立支援を行います。

■利用者負担

身体介護	1時間	1,500円
生活援助	1時間	1,300円

■問合せ先

八丈町社会福祉協議会

〒100-1511 八丈町三根2（八丈町保健福祉センター1階） ☎2-2609 FAX2-4655

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時30分

日常生活書類等管理支援事業

高齢の方や障害のある方で、日常生活に困難をきたしている方に対し、必要な書類等の管理支援を行います（月額1,500円）。

■問合せ先

八丈町社会福祉協議会

〒100-1511 八丈町三根2（八丈町保健福祉センター1階） ☎2-2609 FAX2-4655

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

地域活動支援センター

障害者総合支援法（地域生活支援事業）に基づく事業で、障害のある方などに対し、通所により創作的活動や生産活動の場所を提供するほか、地域との交流の促進や生活相談・援助等を行います。通所が困難な場合は、自宅への訪問や電話による相談対応等も行っていきます。

■開所日時

月曜日 13～17時、水曜日 10～15時、木曜日 11～15時（隔週）、土曜日 10～15時

■利用者負担

- ・昼食を希望する場合は300円
- ・送迎（現在坂下のみ）を希望する場合は片道100円

■問合せ先

地域活動支援センターよけごん

〒100-1401 八丈町大賀郷1463 ☎9-5452 FAX9-5454

東京都障害者休養ホーム

障害のある方が家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、この施設を利用した方の宿泊利用料の一部を助成する制度です。

■対象

次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳所持者
- ・愛の手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者（有効期限内であること）
- ・介助の為に同行する付添いの方。ただし、障害者1人につき1人。

■助成内容

- ・障害者は1泊につき大人6,490円まで、子ども5,770円までの実費。付添者は大人3,250円まで。
- ・助成回数は、1人につき年度2泊まで。

■問合せ先

公益財団法人日本チャリティ協会

〒160-0022 新宿区1-18-12 柳田ビル3階 ☎03-3353-5942 FAX 03-3359-7964

月～金（祝日・年末年始除く）：午前9時～午後5時

土（祝日・年末年始除く）：午前9時～午後3時

ヘルプマークの配布



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々があります。そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。援助や配慮を必要としている方々が身に付けやすいストラップ型のヘルプマークを都営地下鉄各駅等で配布しています（1人1つまで）。

■配布場所

都営地下鉄：各駅（駅務室または改札） ※押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く
都営バス：各営業所
都電荒川線：荒川車庫前駅
日暮里・舎人ライナー：日暮里駅、西日暮里駅
ゆりかもめ：新橋駅、豊洲駅、有明駅
多摩モノレール：多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅、上北台駅
東京都心身障害者福祉センター（新宿区）、東京都心身障害者福祉センター多摩支所（国立市）
都立病院：広尾病院（渋谷区）、大塚病院（豊島区）、駒込病院（文京区）、墨東病院（墨田区）、多摩総合医療センター（府中市）、神経病院（府中市）、小児総合医療センター（府中市）、松沢病院（世田谷区）、東部地域病院（葛飾区）、多摩南部地域病院（多摩市）、大久保病院（新宿区）、多摩北部医療センター（東村山市）、荏原病院（大田区）、豊島病院（板橋区）、東京都がん検診センター（府中市）

※各配布場所での受け取りが難しい方については、郵送対応を行っています（送料自己負担）。

※インターネットから画像をダウンロードしてお使いいただくことも可能です。

■問合せ先

東京都福祉局障害者施策推進部企画課（社会参加推進担当）

☎03-5320-4147 FAX03-5388-1413

9. 交通機関の割引等

重度心身障がい者タクシー利用助成

重度の障害のある方が社会参加活動等を行うために島内でタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。なお、利用可能なタクシーはこの事業に登録した協力事業者に限ります。

■対象

次のいずれかに該当する方

- ・ 肢体不自由 1～2 級（移動に常時介助が必要な方）
- ・ 視覚 1～2 級（タクシー乗降の際に介助が必要な方）
- ・ 愛の手帳 1～2 度（移動に常時介助が必要な方）

■助成内容

八丈町から助成利用券（1 枚 500 円）を 1 月あたり 4 枚交付します（要申請）。利用した際は、タクシー乗務員に障害者手帳を提示のうえ、助成券を渡し、利用料金から助成券の額を差し引いた額をお支払いください。1 回あたりの使用枚数制限はありません。

■協力事業者

- ・ 愛光観光 大賀郷 2238 ☎2-0392
- ・ 赤松交通 三根 354 ☎2-0311
- ・ 末吉タクシー 末吉 2600-1 ☎8-0311
- ・ SEVEN TAXI（セブntaxi） 中之郷 2573 ☎7-0216
- ・ 民間救急フィール八丈島営業所 大賀郷 2378-2 ☎0120-194-399 または 080-9450-1122
※民間救急フィールは介護タクシーのため車いすのまま乗車可能です

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年未年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成

島内で治療することが困難で、やむを得ず島外の医療機関へ通院しなければならない方を対象に、交通費の一部を補助金として交付します。なお、申請に際し、島内医師証明書や各種領収書等の添付が必要です。詳しくは事前にお問い合わせください。

■対象

八丈町に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ① 島内医師が島外の医療機関へ通院する必要があると認めた方
- ② 東京都難病医療費制度受給者及び小児慢性疾患医療助成受給者でその疾病のために通院する方
- ③ 身体・知的・精神の障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神）認定者でその障害のために通院する方
- ④ 上記①～③及び次のア～オに該当する方の付添者（1 名分に限り）
 - ア 小中学生、乳幼児 イ 身体障害者手帳で種別が第 1 種（内部障害除く）
 - ウ 愛の手帳 1～2 度 エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級
 - オ 要介護 3～5 度

■助成額

交通費	八丈島～羽田、竹芝間の往復交通費の実費合計の1/2相当額 ※マイル特典航空券、ANA スカイコインなどのポイントでの購入は対象外となります。 ※申請上限額は、1人1回あたり14,250円（航空券アイきっぷの金額）となります。
文書料	医師証明書の文書料の1/2相当額

■補助回数

対象が①の場合は年度内2回まで、対象が②③の場合は年度内6回までとなります。

■対象期間

原則として受診日前2日、受診後（退院後）2日の範囲内。通院日が複数ある場合は、その間隔が7日以内。

■問合せ先

八丈町福祉健康課保健係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年未年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

都営交通無料乗車券

障害のある方が、都営交通を利用する時、無料乗車券を提示すると料金が無料になります。介護者割引を受ける場合は、乗車時に障害者手帳を提示してください。シルバーパスとの併用はできません。

■対象

- ・身体障害者手帳所持者
- ・愛の手帳所持者
- ・戦傷病者手帳所持者（特別項症～第5款症の方）
- ・被爆者健康手帳所持者（厚生労働大臣の認定を受けたもの、および健康管理手当の受給者に限る）

■内容

都バス、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーについて無料乗車券を交付します。

<介護者の割引>

介護者は手帳所持者の介護で定期券を利用する場合、手帳の提示により5割引（定期券も可）、都バス定期券は3割引になります。

<介護者の対象>

- ・都バス・都電、日暮里・舎人ライナーは身体障害者手帳及び愛の手帳所持者の介護者
- ・都営地下鉄は身体障害者手帳第1種・愛の手帳所持者の介護者と12歳未満の第2種身体障害者手帳所持者の介護者

≪ICカード式（パスモ）への切り替え≫

無料乗車券は、ICカード式に変更可能です。有効期限の切れていない無料乗車券とICカード（定期券が記載されたものや小児用等は不可）を持参のうえ、都営地下鉄の定期券発売所で変更してください。ICカードをお持ちでない場合は、変更時に窓口で購入可能です。

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年未年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

精神障害者都営交通乗車証

精神障害のある方が、都営交通を利用する時、乗車証を提示すると料金が無料になります。他の障害者等の無料乗車券やシルバーパスとの併用はできません。

■対象

精神障害者保健福祉手帳所持者

■内容

都バス、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーについて無料になる乗車証を交付します。

■発行窓口

ICカード及び磁気券	都営地下鉄または日暮里・舎人ライナーの定期券販売所（本八幡駅を除く）
紙券	八丈町福祉健康課障がい福祉係、都電または都バスの定期券販売所

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年未年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

JR 線旅客運賃の割引

障害のある方や介護者が JR 線を利用する際、運賃が割引になります。割引をご利用の際は、身体障害者手帳または愛の手帳が必要となります。

■内容

対象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第 1 種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券は、JR 線区間単独の発売となります。
第 1 種障害者とその介護者 または 12 歳未満の第 2 種 障害者とその介護者	定期乗車券（小児 定期乗車券を除く）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については、割引を適用しません。
第 1 種、第 2 種障害者が単 独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが 100 キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

■窓口

直接 JR の各駅窓口へ手帳持参

■問合せ先

JR 東日本お問い合わせセンター ☎050-2016-1600

《戦傷病者手帳所持者の取り扱い》

JR 各社の鉄道を利用するための乗車券引換証を、年度ごとに障害程度に応じた枚数を交付します。

申請窓口：東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁）

☎03-5320-4078 FAX03-5388-1403

私鉄旅客運賃の割引

障害のある方とその介護者が私鉄を利用する際、運賃が割引になります。対象・内容・利用方法ともに JR に準じます。詳しくは私鉄各駅にお問い合わせください。

東京メトロ旅客運賃の割引

東京メトロ線内と東京メトロ線と他鉄道線との連絡券の一部発売区間で、割引旅客運賃を適用します。乗車券購入時に障がい者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）を提示してください。

■内容

対象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者	普通券・回数券・定期券	50%	小児定期券の割引はありません。
第2種障害者（小児または乳幼児）とその介護者	定期券	50%	介護者のみの割引となります。小児定期券の割引はありません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通券	50%	東京メトロ線と他の鉄道線とを通算して片道101km以上の区間の連絡普通券を購入する場合のみ対象です。

■窓口

直接東京メトロの各駅窓口へ手帳持参

■問合せ先

東京メトロお客様センター ☎0570-200-222

八丈町町営バスの割引

障害のある方とその介護人が八丈町内を運行する町営バスを利用する際、運賃が割引になります。

対象	割引率	利用方法
身体障害者手帳または愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が介護者と同乗する場合	50%（介護者も同率）	乗車時に手帳を提示
手帳をお持ちの方が単独で乗車する場合	50%	乗車時に手帳を提示
定期券を購入する場合	30%	購入時に手帳を提示

■問合せ先

八丈町企業課運輸係

〒100-1401 八丈町大賀郷 2345-1 ☎2-1126 FAX2-1127

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

民営バス運賃の割引（身体障害者・知的障害者）

障害のある方とその介護人が都内を運行する乗合バス会社の都内路線及び他県へ乗り入れている路線区間を利用する際、運賃が割引になります。

対象	割引率	利用方法
第1種身体障害者の方または愛の手帳をお持ちの方が介護者と同乗する場合	50%（介護者も同率）	民営バス乗車割引証を乗車時に提示
手帳をお持ちの方が単独で乗車する場合	50%	乗車時に手帳を提示
定期券を購入する場合	30%	定期券割引購入申込書を購入時に提出

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

民営バス運賃の割引（精神障害者）

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が都内を運行する乗合バス会社の都内路線を利用する際、運賃が半額になります。この割引は、都内で乗車し、かつ都内で降車する場合のみ適用されます。運賃支払の際に、写真が貼布された手帳を乗務員に提示してください。パスモ、スイカを利用する場合は、運賃支払の前に乗務員に申し出てください。詳しくは各バス事業者にお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方が乗車時に、手帳を提示することで、運賃が1割引になります。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も、手帳を提示することにより、都内では一部のタクシーを除き運賃が1割引になります。乗車時に乗務員にお尋ねください。

■問合せ先

東京ハイヤー・タクシー協会 ☎03-3264-8080 FAX03-3221-7665

航空運賃の割引

障害のある方とその介護者が国内線の航空機を利用する際、運賃が割引になります。航空会社によって、割引率や対象者は異なりますので、各航空会社にお問い合わせください。

■問合せ先

全日本空輸株式会社（ANA国内線予約・案内センター） ☎0570-029-222

東京愛らんどシャトル（東邦航空八丈島事業所） ☎2-5200

※他社については、個別に航空会社にお問い合わせください。

旅客船運賃の割引

障害のある方とその介護者がフェリー等を利用する際、運賃が割引になります。運航会社によって、割引率や対象者は異なりますので、個別にお問い合わせください。なお、東海汽船の場合は、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者1名が50%割引になります。

■問合せ先

東海汽船株式会社（お客様センター） ☎03-5472-9999

※他社については、個別に運航会社にお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

障害のある方が有料道路を利用する場合、料金が5割引になります。(ただし端数を10円単位で切上げる)。事前申請が必要です。

■対象

区分	対象
自分で運転する場合	身体障害者手帳
介護者が運転する場合	身体障害者手帳(第1種)・愛の手帳所持者(第1種)

■利用方法

利用方法	内容
手帳・ミライロ ID 提示での割引	有料料金所の係員に、手帳の有料道路割引の記載ページまたは株式会社ミライロが提供するスマートフォン向けアプリを提示してください。
ETC 利用による割引	登録済みの ETC 車載器と ETC カードをセットで利用してください(登録手続き後、利用可能の通知を受け取ってからになります)。

■申請手続に必要なもの

①身体障害者手帳または愛の手帳 ②運転免許証(障害者本人が運転する場合) ③自動車検査証 <自家用車を ETC に登録する場合は以下のものも必要> ④ETC 車載器セットアップ申請書・証明書等 ⑤障害者本人名義の ETC カード(18 歳未満の障害者は親権者・後見人名義も可) ⑥割賦契約書またはリース契約書(割賦販売または長期リースの場合)

■申請方法

申請方法	内容
オンライン申請	ETC 利用申請をされる方のみ https://www.expressway-discount.jp/ よりオンライン申請が可能です(マイナンバーカードが必要)
窓口申請	八丈町福祉健康課障がい福祉係にて窓口申請 〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2 (八丈町役場 1 階) ☎2-5570 FAX2-7923 平日(年末年始除く): 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分

■問合せ先

有料道路 ETC 割引登録係 ☎045-477-1233

10. 税の軽減

所得税・住民税の障害者控除

納税者自身が障害者の場合またはその同一生計配偶者や扶養親族の方が障害者の場合は、所得金額から控除額を差し引くことができます。

■対象

- ①常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある方（特別障害者）
- ②愛の手帳の交付を受けている方（うち、1～2度は特別障害者）
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（うち、1級は特別障害者）
- ④身体障害者手帳の交付を受けている方（うち、1～2級は特別障害者）
- ⑤精神または身体に障害のある65歳以上の方で、①②または④に掲げる障害者あるいは特別障害者に準ずるものとして、八丈町（障害者控除対象者認定書の発行窓口：八丈町福祉健康課高齢福祉係 ☎2-5570）の認定を受けている方
- ⑥戦傷病者手帳の交付を受けている方（うち、特別項症～第3項症は特別障害者）
- ⑦原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の一定の認定を受けている方（特別障害者）
- ⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する方（特別障害者）

■控除額

区分		所得税	住民税
障害者		27万円	26万円
特別障害者	同居特別障害者以外の者	40万円	30万円
	同居特別障害者	75万円	53万円

■問合せ先

≪所得税について≫

芝税務署 ☎03-3455-0551

≪住民税について≫

八丈町税務課課税係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-1122 FAX2-3874

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

住民税の非課税

年間の合計所得額が135万円以下の障害者は、翌年の住民税が課税されません。

■対象

所得税・住民税の障害者控除の対象と同じです。

■問合せ先

八丈町税務課課税係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-1122 FAX2-3874

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

相続税の軽減

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者の時は20万円）が障害者控除として相続税額から差し引かれます。

■問合せ先

芝税務署 ☎03-3455-0551

贈与税の非課税

特定障害者の方の生活費などにあてるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方は、3,000万円まで贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所管税務署長に提出してください。

■対象

- ・特別障害者（身体1・2級、知的1・2度、精神1級）
- ・特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方

■問合せ先

芝税務署 ☎03-3455-0551

自動車・軽自動車等に関する税の減免

障害者または障害者と生計を一にする方が所有し、障害者の通院、通学等のために使用する自動車等の自動車税（環境性能割・種別割）または軽自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。ただし、障害者の方1人につき1台に限られます。（※環境性能割については令和7年度で税が廃止）

■対象

手帳の種類		障害の程度	
身体障害者手帳	下肢機能障害	1～6級	
	体幹機能障害	1～3級・5級	
	上肢機能障害	1～2級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～2級
		移動機能	1～6級
	視覚障害	1級～3級 視力障害4級（4級の1）	
	聴覚障害	2～3級	
	平衡機能障害	3級・5級	
	音声機能または言語機能障害	3級（こう頭が摘出された場合に限る）	
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障害	1級・3級・4級	
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害	1級・3級・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
	肝臓機能障害	1～4級	
戦傷病者手帳	該当する障害の程度については、東京都自動車税コールセンター（☎03-3525-4066）に直接お尋ねください。		
愛の手帳	総合判定1～3度		
療育手帳（道府県発行）	該当する程度については、東京都自動車税コールセンター（☎03-3525-4066）に直接お尋ねください。		
精神障害者保健福祉手帳	1級（精神通院医療に係る自立支援医療費受給者に限る）		

■減免の対象となる自動車

納税義務者（所有者または取得者）	運転者	使用目的
障害者の方	障害者の方	特に問いません
	障害者以外の方	専ら障害者の方の通院、通学等のために使用する
生計を同じくする方	障害者の方	
	障害者以外の方	

※個人名義の自家用自動車（自動車検査証（車検証）に自家用と記載されている自動車）に限ります。

■減免額

自動車税種別割の減免上限額	年額 45,000 円（新規登録の場合は相当月割額）
軽自動車税環境性能割及び自動車税環境性能割の減免上限額	課税標準額 300 万円相当分に税率を乗じて得た額 ※障害者の方が運転または利用するため特別の改造をした場合は、改造費部分を上限額に加算します。

■問合せ先

《自動車税種別割について》

- ・東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066
- ・八丈支庁総務課税務担当
〒100-1492 八丈町大賀郷 2466-2（八丈支庁 2 階） ☎2-4511 FAX2-3601
平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

《軽自動車種別割について》

- ・八丈町税務課課税係
〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-1122 FAX2-3874
平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

《軽自動車税環境性能割及び自動車税環境性能割について》

- ・東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066
- ・八丈支庁総務課税務担当
〒100-1492 八丈町大賀郷 2466-2（八丈支庁 2 階） ☎2-4511 FAX2-3601
平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

個人事業税の軽減

前年中における総所得が 370 万円以下であり、納税者本人または扶養親族等が障害者の場合は減免されます（障害者 1 人につき 5,000 円、特別障害者は 1 人につき 10,000 円）。あんま・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を視力障害（両眼の視力喪失または両眼の視力（屈折異常のある方については矯正視力）が 0.06 以下）のある方が営む場合は課税対象となりません。

■問合せ先

八丈支庁総務課税務担当

〒100-1492 八丈町大賀郷 2466-2（八丈支庁 2 階） ☎2-4511 FAX2-3601
平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

少額貯蓄の利子等の非課税

少額預金、少額公債の各元本 350 万円までの利子が非課税扱いとなります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

関税の免除

身体障害者用に特に製作された器具等で政令で定めるもの、及び社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品の輸入については、輸入申告の際に必要な手続きを行うことにより、関税が免除される場合があります。

■問合せ先

東京税関業務部税関相談官室 ☎03-3529-0700

11. 公共料金等の軽減

NHK放送受信料の減免

身体障害、知的障害または精神障害のある方がいる世帯で、以下の条件を満たす世帯は、テレビ受信料が減免されます。

■対象

全額免除	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税の世帯	
	愛の手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税の世帯	
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税の世帯	
半額免除	障害者の方が世帯主で受信契約者の場合	世帯主が視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方
		世帯主が身体障害者手帳1～2級の方
		世帯主が愛の手帳1～2度の方
		世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級の方
		世帯主が戦傷病者手帳特別項症～第1款症の方

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

携帯電話使用料等の割引

障害者が携帯電話を利用する際に、基本使用料や各種サービス料金が割引になります。携帯電話サービス会社及びサービス契約の内容により、申込手続方法や割引率が異なりますので、各携帯電話会社にお問い合わせください。

■対象

以下のいずれかの交付を受けている方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費（指定難病）受給者証
--

■問合せ先

携帯電話会社	割引名称	電話番号
株式会社 NTT ドコモ	ハーティ割引	カスタマーセンター 0120-800-000
KDDI 株式会社 (au)	スマイルハート割引	お客様センター 0800-919-0157
ソフトバンクモバイル株式会社	ハートフレンド割引	カスタマーセンター 0120-977-033

※他社については、個別に携帯電話会社にお問い合わせください。

郵便料金の減免

障害のある方への郵便物・ゆうパックや、障害者団体発行の郵便物・ゆうパックで料金運賃が減免になることがあります。詳しくは各郵便局にお問い合わせください。

通常郵便葉書（青い鳥郵便葉書）の無料配布

身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度の障害のある方で希望される方に、年に 1 回、無料で通常葉書（青い鳥葉書）を配布しています。詳しくは各郵便局にお問い合わせください。

八丈町町営温泉の使用料減免

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の温泉使用料が減免されます。申請により八丈町温泉浴場利用証（温泉無料パス）を交付します。また、障害者が「ふれあいの湯だんらん」を利用する際の入浴介助者（1 名まで）は温泉使用料が無料になります。なお、「ふれあいの湯だんらん」は、体の不自由な方にご利用いただくための温泉施設であり、利用には入浴許可証が必要です（事前申請）。

■問合せ先

◇八丈町福祉健康課障がい福祉係（八丈町温泉浴場利用証について）

◇八丈町福祉健康課保健係（ふれあいの湯だんらん入浴許可証について）

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

八丈町歴史民俗博物館の入館料免除

障害者とその付き添い者の入館料が免除されます。入館時に障害者手帳を提示ください。

■問合せ先

八丈町教育課生涯学習係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 2 階） ☎2-7071 FAX2-4437

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

八丈町公民館の使用料減免

障害者の自立または支援を目的として使用する場合は、減免できる場合があります。減免を受ける場合は、事前に申請し、承認を受ける必要があります。

■問合せ先

八丈町教育課生涯学習係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 2 階） ☎2-7071 FAX2-4437

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

12. 住宅

八丈町町営住宅の優遇

一定の障害をお持ちの方、または特殊の疾病に罹患している方は、入居要件の緩和や優先的に入居者の選考などを受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■問合せ先

八丈町建設課管財係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 2 階） ☎2-1124 FAX2-4824

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

共同生活援助（グループホーム）

身体・知的・精神の障害のある方が生活を行う住居で、家事、生活等に関する相談または助言、就労先等関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の援助を行います。共同生活援助（グループホーム）は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとなります（P.9～16 参照）。詳しくはお問い合わせください。

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

13. 仕事・職業訓練等

ハローワーク飯田橋（飯田橋公共職業安定所）

就職することを希望する障害のある方への仕事の情報の提供、紹介、就職活動の相談、必要な技能習得のための職業訓練等への入校相談を行っています。また、障害者の募集、雇用する企業への求人受付、求職者の紹介、関連する制度等の相談、情報提供を行っています。

■問合せ先

ハローワーク飯田橋（飯田橋公共職業安定所）

〒112-8577 文京区後楽 1-9-20 ☎03-3812-8609 FAX03-3813-5620

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

東京障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

■内容

障害のある方へのサービス	職業相談、職業評価、職業準備支援
事業主の方へのサービス	障害のある方の雇用管理に関する助言雇用管理サポート講習会
事業主と障害のある方双方へのサービス	ジョブコーチ支援 リワーク支援（メンタルヘルス不調により休職している方の職場復帰）
関係機関の方へのサービス	職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助、研修

■問合せ先

東京障害者職業センター（上野本所）

〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階 ☎03-6673-3938 FAX03-6673-3948

平日（年末年始除く）：午前 8 時 45 分～午後 5 時

東京障害者職業能力開発校

職業的自立が見込まれ 1 日 6～8 時間の訓練が受けられる障害のある方に、職業訓練を実施しています。ハローワークに求職登録が必要です。一定要件を満たす身体障害のある方で通校が困難な方のために寮の設備があります。詳しくはお問い合わせください。

■訓練科目

ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィック DTP 科、ものづくり技術科、建築 CAD 科、製パン科、調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、就業支援科、職域開発科、実務作業科、OA 実務科（OA 実務科については重度視覚障害者を対象とし、訓練は外部に委託して実施します。）

■費用

授業料無料（作業服等は自己負担）

■問合せ先

東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1 ☎042-341-1427 FAX042-341-1451

国立職業リハビリテーションセンター

職業的自立を希望し、週5日センターに通所可能で、1日6時間程度の訓練が受けられる障害のある方に、職業訓練を実施しています。ハローワークに求職登録が必要です。一定要件を満たす方で通所が困難な方のために宿舍等が利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■訓練科目

機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科、建築設計科、OAシステム科、DTP・Web技術科、経理事務科、OA事務科、オフィスワーク科、物流・資材管理科、アシスタントワーク科

■費用

受講料無料（作業服等は自己負担）

■問合せ先

国立職業リハビリテーションセンター（職業指導部 職業評価課）

〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2 ☎04-2995-1201 E-mail:shokureha-hyokaka@jeed.go.jp

平日（年未年始除く）：午前8時45分～午後5時

公益財団法人東京しごと財団（障害者就業支援事業）

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

■内容

障害者雇用就業サポートデスク	就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています。相談は事前予約制です。職業紹介はしていません。 ◇障害者雇用就業サポートデスク ☎03-5211-5462 平日（年未年始除く）：午前9時～午後5時
各種セミナー	就活セミナー（年8回）、保護者向けセミナー（年2回）
企業見学	当事者の方が一員となって活躍している現場の見学や企業の担当者や当事者の方から直接話を聞くことで、企業で働くイメージをつかむことができます。
職場体験実習	企業で働いた経験がない（少ない）、自分の適正が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。 ◇コーディネート事業係 ☎03-5211-2682
障害者委託訓練事業	ハローワークと連携し、障害のある方が仕事する上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。 ◇委託訓練推進班 ☎03-5211-2683
東京ジョブコーチ支援事業	障害のある方が就職し新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援を行います。 ◇東京ジョブコーチ支援センター 〒151-0053 渋谷区代々木1-11-2 フロンティア代々木3階 ☎03-3378-7057 平日（年未年始除く）：午前9時～午後5時

■問合せ先

公益財団法人東京しごと財団（総合支援部 障害者就業支援課）

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階 ☎03-5211-2681

ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活における自立を図ることを目的に全国に配置されている支援機関です。雇用・保健・福祉・教育等の関係機関の連携のもと、就業面・生活面における一体的な相談支援を実施します。東京都内には6センターが配置されています。詳しくは各センターにお問い合わせください。

■内容

障害のある方の 就労にかかわる支援	・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん） ・就職活動の支援 ・職場定着に向けた支援 ・関係機関との連絡調整
障害のある方の 日常生活にかかわる支援	・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言 ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言 ・関係機関との連絡調整
企業への 雇用管理にかかわる支援	・各企業のニーズに応じた障害者雇用についての相談 ・雇用後の職場適応、定着に関する支援 ・関係機関との連絡調整

■問合せ先

- ◇障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ
〒174-0072 板橋区南常盤台 2-1-7 ☎03-5986-7551
- ◇障害者就業・生活支援センター アイ・キャリア
〒158-0083 世田谷区奥沢 3-31-4 W. OKUSAWA 4階 ☎03-6421-8127
- ◇障害者就業・生活支援センター オープナー
〒186-0003 国立市富士見台 1-17-4 ☎042-577-0079
- ◇障害者就業・生活支援センター WEL'S TOKYO
〒101-0054 千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクエア CN308 ☎03-5259-8372
- ◇障害者就業・生活支援センター TALANT
〒192-0046 八王子市明神町 4-5-3 橋捷ビル 4階 ☎042-648-3278
- ◇障害者就業・生活支援センター けるん
〒197-0022 福生市本町 53 健之会ビル 4階 ☎042-553-6320

障害者総合支援法に基づく訓練等給付

障害者の就労に係わる障害福祉サービス（訓練等給付）として、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援があります（P.8～15 参照）。

■問合せ先

八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

14. 教育

八丈町教育相談室（R8.4～「八丈町教育支援センター」へ名称変更）

八丈町専属の教育相談員が、心とからだの発達に課題があると思われるお子さんの就学相談を行っています。子どものたばに立って、どのような教育を受けることが適切かなどを助言しています。

〒100-1511 八丈町三根 26-6（八丈町コミュニティセンター1階）

☎2-0591 E-mail : soudan@town.hachijo.tokyo.jp

◇毎週火・水・木（祝日・年末年始除く）：午前9時～午後5時

特別支援学級・特別支援教室（小・中学校）

八丈町では、特別な教育的支援の必要なお子さんのための学習の場として、小・中学校に特別支援学級、特別支援教室を設置しています。

特別支援学級 【固定学級】	心身や知的に発達の遅れや障害があるため、通常学級での授業で学ぶことが難しいお子さんのために、『個別指導計画にもとづいたきめ細やかな教育』、『通常学級との交流学习』、『保護者との連携を大切に』の3点を重視しています。 ◆知的障害学級：三根小学校（ひまわり学級）、大賀郷中学校（桃組） ◆肢体不自由学級：三根小学校（たんぽぽ学級） ◆自閉症・情緒障害学級：大賀郷中学校（桜組）
特別支援教室	友だちとの関係や集団との関りに難しさを抱えているお子さんや、発達障害の可能性のあるお子さんなどが、通常学級に在籍したまま、特別支援教室で学習します。 ◆大賀郷小学校 特別支援教室担当（ラーニングルーム・巡回指導員） ◆富士中学校 特別支援教室担当（サポートルーム・巡回指導員）

■問合せ先

八丈町教育課庶務係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場2階） ☎2-7071 FAX2-4437

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

特別支援学校（高等部）

八丈町内に特別な教育的支援の必要なお子さんのための学習の場として、都立の特別支援学校の分教室（高等部）があります。

■問合せ先

東京都立青鳥特別支援学校 八丈分教室

〒100-1401 八丈町大賀郷 3020（東京都立八丈高等学校内） ☎2-1245 FAX2-3738

15. 権利擁護

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方（本人）の権利を守るための、民法に基づく制度です。本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら身上保護や財産管理を行います。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

■法定後見制度

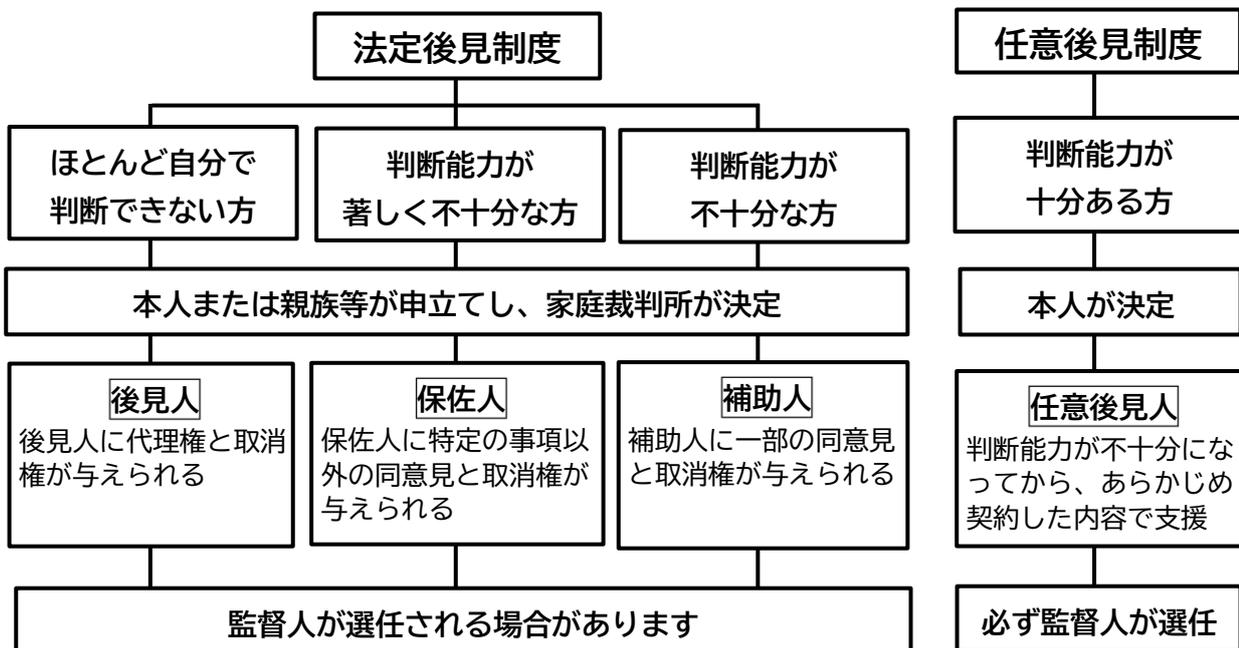
<すでに判断能力が不十分な方に>

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が、本人の利益を考えながら、重要な契約等の代理権や同意権、取消権を活用して本人を保護・支援する制度です。申立てに基づき、親族・専門家（弁護士等）・市民後見人・法人（社会福祉協議会等）等から、家庭裁判所が成年後見人等を決定します。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれています。また、成年後見人等を監督する監督者が選任される場合があります。

■任意後見制度

<将来の不安に備えたい方に>

判断能力が不十分になった場合に備えて、本人があらかじめ選んだ方（将来の任意後見人）と将来お願いする内容を決め、公正証書で契約する制度です。任意後見人には同意権や取消権はなく、任意後見契約で決められた代理権のみが与えられます。また、任意後見人を監督する監督人が必ず選任されます。



■成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）の役割

成年後見人等の役割は、「身上保護」と「財産管理」です。本人の保護と自己決定の尊重を大切にしながら、成年後見人等が有する権限（代理権・同意権・取消権）を活用して活動を行います。

《身上保護》

本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉に関わる契約等のお手伝いをする事です。

<具体例>

- ・受診、治療、入院に関する契約締結 ・老人ホーム等の施設入所や介護サービスに関する契約締結
- ・介護保険等の制度利用手続き ・福祉サービスに関する希望の代弁

≪財産管理≫

本人の資産や収支状況を把握し、本人のため必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を安全に管理することです。

<具体例>

- ・年金等の収入と公共料金等の支出の管理 ・預貯金の預入れ、払戻し、定期預金の解約等
- ・不動産等の財産の管理・保存・処分 ・遺産相続、各種行政上の手続き

■成年後見制度の手続き

≪法定後見の場合≫

申立てに必要な書類（申立書・戸籍謄本・住民票・成年後見に関する登記されていないことの証明書・診断書・財産目録など）を用意し、管轄の家庭裁判所に申立てます。

【東京家庭裁判所本庁】※ホームページから申立ての手引、必要書類等がダウンロードできます。

<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>

①申立てをする裁判所

本人の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所です（以下、東京都内の場合）。

- ・東京都 23 区内及び東京都内の諸島にある場合

【東京家庭裁判所本庁】

〒100-8956 千代田区霞ヶ関一丁目1番2号 ☎03-3502-5359 FAX 03-3591-3964

- ・上記以外の市町村にある場合

【東京家庭裁判所立川支部】〒190-8589 東京都立川市緑町 10-4

☎042-845-0322 または 042-845-0324 FAX 042-845-0327

②申立てができる人

本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、任意後見受任者、成年後見監督人等、市区町村長、検察官です。市区町村長による申立ては、本人や親族等による申立てができない場合で、本人の福祉を図るために特に必要がある場合に行うことができます。

≪任意後見の場合≫

本人がひとりで決められるうちに、本人が選んだ任意後見人と契約を結びます（公証役場で公正証書を作成します）。本人の判断能力が低下後、家庭裁判所で任意後見監督人選任の申立てを行います。任意後見監督人が選任されることで任意後見契約の効力が発生します。

【日本公証人連合会（公証役場一覧：東京）】

<https://www.koshonin.gr.jp/list/tokyo#prefectures>

【東京家庭裁判所本庁】※ホームページから申立ての手引、必要書類等がダウンロードできます。

https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/moushitate_ninnikouken/index.html

①申立てをする裁判所

本人の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所です（法定後見の場合と同じ）。

②申立てができる人

本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。

■成年後見制度に関する費用

＜法定後見の場合＞

- ①申立て時：申立手数料、登記手数料、郵便切手代、鑑定手数料（鑑定が必要な場合）
- ②援助開始後
 - ・成年後見人等が事務を行うために要した経費
 - ・成年後見人等への報酬（業務の内容等を考慮して家庭裁判所が決定します）
- ※成年後見監督人等が選任されている場合は、次の費用も発生します
 - ・成年後見監督人等が事務を行うために要した経費
 - ・成年後見監督人等への報酬（家庭裁判所の決定により、本人の財産から報酬が支払われることになります）

＜任意後見の場合＞

- ①公正証書作成時：作成手数料、登記嘱託手数料、登記手数料、その他
- ②申立て時：申立手数料、登記手数料、郵便切手代、鑑定手数料（鑑定が必要な場合）
- ③援助開始後
 - ・任意後見人が事務を行うために要した経費
 - ・任意後見人への報酬（任意後見契約に基づいて支払われます）
 - ・任意後見監督人が事務を行うために要した経費
 - ・任意後見人への報酬（家庭裁判所の決定により、本人の財産から報酬が支払われることとなります）

■成年後見制度に係る費用助成

八丈町では、成年後見制度利用に必要な費用の負担が困難である場合に、費用を助成しています（※法定後見の場合のみ）。助成を受けるには申請手続きが必要となります。

1) 助成対象となる方

八丈町に居住する者で以下のいずれかに該当する方です。

- ①生活保護法の規定による被保護世帯に属する者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による生活支援給付を受けている者
- ②地方税法に規定する区市町村民税について世帯全員が非課税でありかつ、現金、預貯金及び有価証券等の合計金額が63万円以下の者

※次に該当する場合は、八丈町に居住していない者であっても対象になります。

- ・介護保険法による住所地特例で保険者が八丈町の方
- ・障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定機関が八丈町の方
- ・老人福祉法による入所措置実施機関が八丈町の方
- ・知的障害者福祉法による入所措置実施機関が八丈町の方

2) 助成対象となる費用と助成額

①申立諸費用

- ・助成額：家庭裁判所への申立てに要する経費の額

②成年後見人等の報酬

2親等以内の親族または同世帯の者ではない第三者である後見人等に対する報酬で、家事審判法に規定する報酬付与に関する審判により、家庭裁判所が決定した報酬の額の範囲内です。なお、申請は申請のあった日の属する月前1年間の報酬額について1年度につき1回に限りすることができます。

- ・本人が在宅の場合 助成上限額：月額 28,000 円
 - ・本人が施設等の場合 助成上限額：月額 18,000 円
- ※助成額の算出方法は本人の現金、預貯金及び有価証券等が 30 万円以下の場合、報酬額と助成上限額を比較して少ない額を助成額とする。また、本人の現金、預貯金及び有価証券等が 30 万円を超える場合、次のいずれかを助成する。
- (a) 30 万円－(現金・預貯金・有価証券等－報酬額) < (b) 助成上限額の時 (a) の額
- (a) 30 万円－(現金・預貯金・有価証券等－報酬額) ≥ (b) 助成上限額の時 (b) の額

■問合せ先

◇八丈町福祉健康課障がい福祉係（本人が障害のある方について）

◇八丈町福祉健康課高齢福祉係（本人が高齢の方について）

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行います。

<こんなときにご利用ください>

- ・福祉サービスを利用したいけれど、手続きがわからない
- ・福祉サービス利用料、公共料金、家賃等の支払いができない
- ・通帳や土地の権利書等の重要な書類の保管が心配である

■内容

「福祉サービス利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」のオプションサービスは、基本サービスに加えてご利用いただけますが、オプションサービスだけの利用はできません。

≪福祉サービス利用援助≫

- ・福祉サービス利用に係る手続き、情報提供、助言
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き など

≪日常的な金銭管理サービス≫

- ・家賃や公共料金、福祉サービス利用料を支払う手続き
- ・日常的に必要な預貯金の払戻し、預入の手続き
- ・年金や各種福祉手当受取りの手続き など

≪書類等預かりサービス≫

年金証書や不動産の権利証、保険証書、実印、銀行印などを金融機関の貸金庫でお預かりします

■利用料

福祉サービス利用援助		1 回 1 時間まで 1,700 円（1 時間を超えた場合は、30 分ごとに 850 円加算）
日常的な金銭管理サービス	通帳等をご本人が保管する場合	1 回 1 時間まで 3,000 円（1 時間を超えた場合は、30 分ごとに 850 円加算）
	通帳等をお預かりする場合	1 回 1 時間まで 3,000 円（1 時間を超えた場合は、30 分ごとに 850 円加算）
書類等預かりサービス		1 ヶ月 1,000 円

■問合せ先

八丈町社会福祉協議会

〒100-1511 八丈町三根 2（八丈町保健福祉センター 1 階） ☎2-2609 FAX2-4655

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

障害者虐待防止法

◇障害者の権利擁護に関する法制度の1つとして、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」とする）が平成24年10月1日から施行されました。

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と禁止した上で、国や地方公共団体の責務として、障害者虐待の予防、早期発見、障害者虐待を受けた障害者の保護、自立への支援及び養護者に対する支援などを掲げています。

◇虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに市町村（使用者によるものについては、直接都道府県でもかまわない）に通報しなければならないと定め、通報を受けた市町村は適切な措置などを行うものとしています。

■障害者虐待の種類

- | |
|-------------------------------------|
| ①養護者による障害者虐待（家族・親族等） |
| ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（施設職員・ホームヘルパー等） |
| ③使用者による障害者虐待（仕事先の事業主等） |

■虐待にあたる行為

身体的虐待	暴行により、体に傷や痛みを与える。
性的虐待	無理やりわいせつなことをする、させる。
心理的虐待	言葉や態度で、精神的苦痛を与える。
放棄・放任（ネグレクト）	世話や介助をせず、心身を衰弱させる。
経済的虐待	本人の同意なく、財産や年金、賃金などを使う。

■問合せ先

◇八丈町福祉健康課障がい福祉係（障害者虐待防止センター）

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場1階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前8時30分～午後5時15分

◇東京都障害者権利擁護センター

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 ☎03-5320-4223 FAX03-5388-1413

平日（年末年始除く）：午前9時～午後5時

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日に施行されました。この法律は、障害のある人への差別をなくすための基本的な事項や対応方法を定めたもので、障がいがある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を行うこととしています。令和6年4月1日には、「改正障害者差別解消法」が施行され、民間の事業者に対しても障害のある人の求めに応じて「合理的配慮の提供」を行うことが義務づけられました。

対象	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	禁止	義務
民間事業者	禁止	義務（令和6年4月1日から）

■不当な差別的取扱い

障害があることを理由として、正当な理由もなくサービスの提供を拒否・制限するなどの行為をいいます。

（具体例）

- ・障がいがあることを理由に、窓口での対応を拒否したり後回しにする。
- ・車いす使用者であることを理由にバス利用を断る。
- ・盲導犬や聴導犬が一緒だと入店を拒否する。

なお、正当な理由が存在する場合、つまりサービスの提供の拒否などが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は、不当な差別的取扱いに該当しません。

■合理的配慮の不提供

障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲であるにもかかわらず、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障害者の権利利益を侵害することをいいます。なお、合理的配慮の提供を求められた側に、「過重な負担」が生じる場合は、「合理的配慮の不提供」には当たりません。過重な負担は、事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況などの点から、総合的・客観的に判断する必要があります。

■問合せ先

◇八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2（八丈町役場 1 階） ☎2-5570 FAX2-7923

平日（年末年始除く）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◇東京都障害者権利擁護センター

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 ☎03-5320-4223 FAX03-5388-1413

平日（年末年始除く）：午前 9 時～午後 5 時

16. 障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

	<p>障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。 【窓口】 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ☎03-5273-0601</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で 1984 年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。 【窓口】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ☎03-5291-7885</p>
	<p>身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。 【窓口】 警察庁交通局交通企画課 ☎03-3581-0141</p>
	<p>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。 【窓口】 警察庁交通局交通企画課 ☎03-3581-0141</p>
	<p>耳マーク（聴覚障害者マーク） 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。 【窓口】 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎03-3225-5600</p>
	<p>ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。 【窓口】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 ☎03-5253-1111</p>
	<p>オストメイト用設備／オストメイト オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。 【窓口】 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 ☎03-5844-6265</p>
	<p>ハート・プラスマーク 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。 【窓口】 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 ☎080-4824-9928</p>
	<p>ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々があります。そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。窓口・配布場所など詳しくは P. 41 をご覧ください。</p>

障害福祉のしおり

発行年月日 令和8年3月

発行 八丈町

編集 八丈町福祉健康課障がい福祉係

〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2

☎2-5570 FAX2-7923